

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
1	H22年度県民世論調査 Q:「力を入れて取り組むべき政策、事業」 A:「県民の安全・安心の確保」(17.3%) 2 自主ボランティア団体は、5年間で微増(H23.2月現在、284団体、13,282人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念(特に中山間地域は深刻)	(1) 広報・啓発の充実	<p>「様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動」 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種広報媒体を活用した広報啓発 ・安全安心まちづくりニュースの配布 ・ハンドブック、リーフレットの配布 ・高知県HPによる広報 ・ラジオ等による広報 各種会議等の場における啓発 啓発ポスターの作成と配布 	<p>1 ニュースは、発行部数に限度がある。配布は、市町村を通じて行っているが、各地域により配布方法が異なり、全戸配布に至っていない。</p> <p>2 HPは、利用度が明確でなく、効果が不明。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> ニュースは、予算上の都合があるので、従来のものに加えて構成員向け会報やチラシ等を作成して啓発する。 県民に行きわたるよう配布先を開拓する。 HPは、内容を随時更新し、新しい情報の提供を行う。 ラジオ等を活用した広報では、課内の他チームと連携して幅広い広報をめざす。 ポスターは、県教委との連携を密にして、早めの募集により、学校行事等に無理がかからないように行う。 	<p>平成24年度から28年度までの取組予定表</p> <p>平成24年度: ①「会報」の発信(おおむね年度2回) ②「安全安心まちづくりニュース」…①発行回数 年度4回 ③「安全安心ハンドブック等」…①配布範囲の拡充 ②改訂版の作成と配布 ④「高知県ホームページ」…①新規情報の充実 ②更新情報の早期提供 ③地域に応じた情報の掲載 ⑤「ラジオ等による広報」…①交通安全チーム、消費チームと連携した広報の実施 ⑥「安全安心まちづくりポスターの作成等」…①県教委との連携強化 ⑦「その他の活動」…①あらゆる機会を利用したパネル展の実施②県有車両へ広報マグネットの貼付</p>	<p>1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動機運を向上させる。</p> <p>2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。</p>	県民生活・男女共同参画課	34				
2	特になし	(1) 広報・啓発の充実	<p>「様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動」 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全安心まちづくりに関するポスターの募集を実施(各小中高等学校へ) 	<p>各学校へのポスターの配布は行っているが、児童生徒や各家庭への浸透状況は把握できていない。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高知県安全安心まちづくり推進会議が行う広報・啓発活動への協力 安全安心まちづくりポスターコンクールへの積極的な参加を呼びかける。 	<p>安全安心まちづくりポスターの募集(小中高等学校へ)</p>	<p>小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり</p>	学校安全対策課	34				
3	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(1) 広報・啓発の充実	<p>「様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動」 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種広報媒体を活用した広報啓発 ・テレビによる広報 H19: 1回、H20: 4回、H21: 2回、H22: 4回、H23: 1回 ・ラジオによる広報 H19: 2回、H20: 6回、H21: 3回、H22: 4回、H23: 4回 ・高知県警察HP「こうちのまもり」による広報 ・地域安全ニュースによる広報 H19: 156種447,500部、H20: 167種557,750部 H21: 151種446,319部、H22: 188種485,054部 H23: 183種476,879部 ・各市町村発行の広報誌による広報 安全安心まちづくり広場の開催 平成21年度からイオン高知店で開催、平均集客数500人 各種会議等の場における啓発 	<p>1 地域安全ニュースは、発行部数に限度がある</p> <p>2 HPは、利用度が明確でなく効果が不明</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域安全ニュースは、配布範囲を拡大するとともに、定期発行分に加えて、事象に応じた臨時版の地域安全ニュースやチラシ等を作成して啓発を行う。 HPは、内容を随時更新し、新しい情報の提供を行う。 テレビ・ラジオ等メディアを積極的に活用し、事象に応じた広報啓発を行う。 	<p>①「テレビ・ラジオ等による広報」 事象に応じた広報啓発……通年</p> <p>②「高知県警察HPによる広報」 新規情報の充実、事象に応じた情報の掲載……通年</p> <p>③「地域安全ニュースによる広報」 配布範囲の拡大、臨時ニュースの発行……通年</p> <p>④「その他の活動」 イベント等を利用したパネル展等の実施……通年</p>	<p>1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知</p> <p>2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上</p> <p>3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化</p> <p>4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進</p> <p>5 県民の地域安全活動への参加促進</p> <p>6 刑法犯認知件数の減少</p>	生活安全企画課	34				

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
4	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供	(1)「広報紙等による情報の提供」 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させることにより、県民や事業者に対して、犯罪発生情報などの情報を提供します。 【取組の結果】 1 23年中の「ミニ広報誌」(発行紙数1,830紙 592,569部) 2 「交番・駐在所速報」(発行紙数289紙 62,952部) 3 ラジオ出演による広報(23年4回) 4 高知県警察ホームページ「こうちのまもり」を活用した各種情報の提供 5 県や市町村広報誌への掲載依頼	1 発行部数をいかに多くの県民にタイムリーに配布するかが課題 2 テレビ・ラジオ等の一般メディアを利用した広報が少ない。 3 警察ホームページの情報更新が遅いうえ、HPは利用度が明確でなく効果が不明。	(2) 犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供	①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報誌等を活用して幅広い情報の提供を行います。 【これからの取組】 1 「ミニ広報誌」等の配布は、巡回連絡時に携行して、不在世帯へも確実に投函して配布率を向上させる。また、県民に行き渡るように配布方法・配布先を開拓する。 2 HPは、内容が随時更新し、新しい情報の提供を行う。 3 各所属が、毎月、積極的に各自治体に掲載依頼する。	◎【ミニ広報誌】発行紙数の増量、地域性の高い情報の掲載、配布率の向上……通年 ◎【交番・駐在所速報】発行紙数の増量、地域性の高いタイムリーな情報の発信……通年 ◎【高知県警察HP】新規情報の充実、更新情報の早期提供……通年 ◎【自治体広報紙への掲載】各所属から毎月の掲載依頼……通年					1 県民の防犯意識の向上と安全安心情報のリアルな提供 2 県民の自主防犯意識、自主防犯活動の定着と活性化	地域課	35
5	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供	(2)「あんしんFメールによる不審者等の情報の提供」 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに入手できるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。 【取組の結果】 1 あんしんFメール登録者数 平成19年9月末956名、平成20年7,390名 平成21年7,969名、平成22年8,608名 平成23年8,962名 2 あんしんFメールによる情報発信件数 平成19年110件、平成20年153件 平成21年181件、平成22年142件 平成23年146件 【指標～あんしんFメール登録者数】 目標値(平成23年9月現在) 12,000名 平成23年度末現在 8,962名	1 登録者数の伸び悩み 2 加入を促す広報活動が不足	(2) 犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供	②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。 【これからの取組】 1 地域活動団体の総会や研修会、各年齢層を対象とした防犯教室等機会を捉えて加入を広報する。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体を利用して広報活動を推進する。 3 不審者を検挙した際に検挙情報を配信することで、県民の体感治安を向上させる。	◎【あんしんFメールによる不審者情報の提供】新規情報の充実、検挙情報の配信……通年 ◎【あんしんFメール登録者数の促進】地域活動団体の総会や研修会等機会を捉えた広報……通年 各種広報媒体を活用した広報……通年					1 県民等に対する不審者情報の周知 2 日常的な防犯に対する意識付け 3 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	35
6	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 報犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供	(3)「ホームページを活用した犯罪情報等の提供」 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。 【取組の結果】 高知県警察HP「こうちのまもり」の「県内不審者情報」、「犯罪情報の提供」及び「データボックス」において不審者情報や街頭犯罪発生状況等の情報を提供	1 HPは、利用度が明確でなく、効果が不明 2 頻繁な情報更新が行えていない	(2) 報犯罪の発生状況や防災対策に関する情報等の提供	③ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。 【これからの取組】 1 HPは、内容を随時更新することで、新規情報を充実させ、事象に応じた情報を掲載する。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体を利用してHPを広報する。 3 地域活動団体の総会や研修会、各種年齢層を対象とした防犯教室等に参加した際など機会を捉えてHPを紹介する。	◎【HPを活用した犯罪情報等の提供】新規情報の充実、事象に応じた情報の掲載……通年 ◎【HP利用者の促進】地域活動団体の総会や研修会等機会を捉えた広報……通年 各種広報媒体を活用した広報……通年					1 県民等に対する不審者情報の周知 2 日常的な防犯に対する意識付け 3 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	35

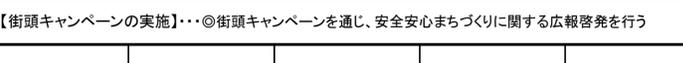
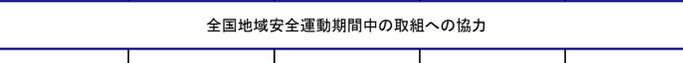
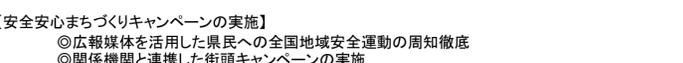
重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的な方針2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
10	<p>1 H22年度県民世論調査 Q:「力を入れて取り組むべき政策、事業」 A:「県民の安全・安心の確保」 (17.3%)</p> <p>2 自主ボランティア団体は、5年間で微増(H23.2月現在、284団体、13,282人)</p> <p>3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念(特に中山間地域は深刻)</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>(1)「様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動」 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民、事業者、地域活動団体の理解を深めるとともに、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオ等のメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 各種広報媒体を活用した広報啓発 ・安全安心まちづくりニュースの配布 ・ハンドブック、リーフレットの配布 ・高知県HPによる広報 ・ラジオ等による広報</p> <p>2 各種会議等の場における啓発 3 啓発ポスターの作成と配布</p>	<p>1 ニュースは、発行部数に限度がある。配布は、市町村を通じて行っているが、各地域により配布方法が異なり、全戸配布に至っていない。</p> <p>2 HPIは、利用率が明確でなく、効果が不明。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動</p> <p>犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 ニュースは、予算上の都合があるので、従来のものに加えて構成員向け会報やチラシ等を作成して啓発する。 2 県民に行きわたるよう配布先を開拓する。 3 HPIは、内容を随時更新し、新しい情報の提供を行う。 4 ラジオ等を活用した広報では、課内の他チームと連携して幅広い広報をめざす。 5 ポスターは、県教委との連携を密にして、早めの募集により、学校行事等に無理がかからないように行う。 6 新聞広告等、他の広報媒体を検討する(時機を得たテーマが必要)。</p>	<p>平成24年度</p> <p>平成25年度</p> <p>平成26年度</p> <p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>	<p>【安全安心まちづくりニュース】・・・◎発行回数、年度4回 ◎会報の発信(おおむね年2回)</p> <p>【安全安心ハンドブック等】・・・◎配布範囲の拡充 ◎改訂版の作成と配布</p> <p>【高知県ホームページ】・・・◎新規情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載</p> <p>【ラジオ等による広報】・・・◎交通安全チーム、消費チームと連携した広報の実施</p> <p>【安全安心まちづくりポスターの作成等】・・・◎県教委との連携強化</p> <p>【その他の活動】・・・◎あらゆる機会を利用したパネル展の実施 ◎県有車両への広報マグネットの貼付</p>	<p>1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動機運を向上させる。</p> <p>2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。</p>	県民生活・男女共同参画課	36			
11	特になし	(1) 広報・啓発の充実	<p>(1)「様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動」 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民、事業者、地域活動団体の理解を深めるとともに、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオ等のメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>安全安心まちづくりに関するポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)</p>	<p>各学校へのポスターの配布は行っているが、児童生徒や家庭への浸透状況は把握できていない。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動</p> <p>犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 高知県安全安心まちづくり推進会議が行う広報・啓発活動への協力 2 安全安心まちづくりポスターコンクールへの積極的な参加を呼びかける。</p>	<p>平成24年度</p> <p>平成25年度</p> <p>平成26年度</p> <p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>	<p>安全安心まちづくりポスターの募集(小中高等学校へ)</p>	<p>小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり</p>	学校安全対策課	36			
12	<p>刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>(1)「様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動」 犯罪のない安全安心まちづくりについて県民、事業者、地域活動団体の理解を深めるとともに、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオ等のメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して防犯に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 各種広報媒体を活用した広報啓発 ・テレビによる広報 H19: 1回、H20: 4回、H21: 2回、H22: 4回、H23: 1回 ・ラジオによる広報 H19: 2回、H20: 6回、H21: 3回、H22: 4回、H23: 4回 ・高知県警察HP「こうちのまもり」による広報 ・地域安全ニュースによる広報 H19: 156種447,500部、H20: 167種557,750部 H21: 151種446,319部、H22: 188種485,054部 H23: 183種476,879部 ・各市町村発行の広報誌による広報 2 安全安心まちづくり広場の開催 平成21年度からイオン高知店で開催、平均集客数500人 3 各種会議等の場における啓発</p>	<p>1 地域安全ニュースは、発行部数に限度がある</p> <p>2 HPIは、利用率が明確でなく効果が不明</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動</p> <p>犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 地域安全ニュースは、配布範囲を拡大するとともに、定期発行分に加えて、事象に応じた臨時版の地域安全ニュースやチラシ等を作成し啓発を行う。 2 HPIは、内容を随時更新し、新しい情報の提供を行う。 3 テレビ・ラジオ等メディアを積極的に活用し、事象に応じた広報啓発を行う。</p>	<p>平成24年度</p> <p>平成25年度</p> <p>平成26年度</p> <p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>	<p>◎【テレビ・ラジオ等による広報】 事象に応じた広報啓発・・・通年</p> <p>◎【高知県警察HPによる広報】 新規情報の充実、事象に応じた情報の掲載・・・通年</p> <p>◎【地域安全ニュースによる広報】 配布範囲の拡大、臨時ニュースの発行・・・通年</p> <p>◎【その他の活動】 イベント等を利用したパネル展等の実施・・・通年</p>	<p>1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知</p> <p>2 全県民による安全安心まちづくり活動の機運の向上</p> <p>3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化</p> <p>4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進</p> <p>5 県民の地域安全活動への参加促進</p> <p>6 刑法犯認知件数の減少</p>	生活安全企画課	36			

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
13	1 H22年度県民世論調査 Q:「力を入れて取り組むべき政策、事業」 A:「県民の安全・安心の確保」 (17.3%) 2 自主ボランティア団体は、5年間で微増(H23.2月現在、284団体、13,282人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念(特に中山間地域は深刻)	(1) 広報・啓発の充実	(2)「安全安心まちづくりキャンペーンの実施」 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 【取組の結果】 防犯協会、県警と連携しながら、「県民のつどい」や街頭キャンペーンを実施しました。	県民の全国地域安全運動に対する周知が不足している。	(1) 広報・啓発の充実	(2)安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 【これからの取組】 1 広報紙などを活用し、全国地域安全運動を県民にお知らせします。 2 関係機関と連携しながら街頭キャンペーンを実施します。	 【安全安心まちづくり広報】・・・◎広報紙などを通じ全国地域安全運動を広く県民にお知らせする  【街頭キャンペーンの実施】・・・◎街頭キャンペーンを通じ、安全安心まちづくりに関する広報啓発を行う						1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動機運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活・男女共同参画課	36
14	特になし	(1) 広報・啓発の充実	(2)「安全安心まちづくりキャンペーンの実施」 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 【取組の結果】 1 全国地域安全運動期間の取組への協力 高知県民のつどいへの協力 2「安全安心まちづくり広場」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を密にし、確実に啓発を行っていく必要がある。	(1) 広報・啓発の充実	(2)安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 【これからの取組】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として全国地域安全運動期間の取組への協力	 全国地域安全運動期間中の取組への協力						小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり	学校安全対策課	36
15	刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)	(1) 広報・啓発の充実	(2)「安全安心まちづくりキャンペーンの実施」 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 【取組の結果】 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 全国地域安全運動期間中、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携し、啓発パレード、地域安全イベント、街頭キャンペーンや各年齢層を対象とした安全教室等を実施。	県民の全国地域安全運動に対する周知が不足	(1) 広報・啓発の充実	(2)安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 【これからの取組】 1 様々な広報媒体を活用した全国地域安全運動の周知徹底 2 関係機関との、より連携した街頭キャンペーンの実施	 【安全安心まちづくりキャンペーンの実施】 ◎広報媒体を活用した県民への全国地域安全運動の周知徹底 ◎関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施						1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知 2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 県民の地域安全活動への参加促進 6 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	36
16	1 H22年度県民世論調査 Q:「力を入れて取り組むべき政策、事業」 A:「県民の安全・安心の確保」 (17.3%) 2 自主ボランティア団体は、5年間で微増(H23.2月現在、284団体、13,282人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念(特に中山間地域は深刻)	(1) 広報・啓発の充実	(3)「地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施」 交通安全運動などの各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【取組の結果】 交通安全運動街頭キャンペーンに合わせ、安全安心まちづくりについても、広報啓発を行った。	交通安全運動に比べ、安全安心まちづくりの取り組みは、県民の関心の低さが感じられる。	(1) 広報・啓発の充実	(3)地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【これからの取組】 交通安全運動キャンペーンに合わせ、安全安心まちづくり運動の広報啓発も行き、多くの県民に関心を持ってもらう。	 【安全安心まちづくりの広報啓発】・・・◎交通安全運動に合わせ、チラシの配布など、広報啓発を行う						1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動機運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活・男女共同参画課	36

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
17	特になし	(1) 広報・啓発の充実	(3)「地域活動の機会をとらえたキャンペーンの実施」 交通安全運動などの各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【取組の結果】 1 全国地域安全運動期間の取組への協力 高知県民のつどいへの協力 2 「安全安心まちづくり広場」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を密にし、確実に啓発を行っていく必要がある。	(1) ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【これからの取組】 高知県安心安全まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力						交通安全運動期間中に合わせた取組への協力	小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり	学校安全対策課	36
18	刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)	(1) 広報・啓発の充実	(3)「地域活動の機会をとらえたキャンペーンの実施」 交通安全運動などの各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【取組の結果】 地域活動の機会をとらえたキャンペーンの実施 交通安全運動期間中に、ドライバーサービス等街頭キャンペーン時における防犯資機材の配布や、交通安全と合わせた高齢者防犯教室などの実施。	1 交通安全運動と比べて地域安全活動は県民に周知されていない 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の不足	(1) ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【これからの取組】 1 機会を捉えた防犯活動への参加呼びかけ 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供						【安全安心まちづくりキャンペーンの実施】 ◎広報媒体を活用した県民への全国地域安全運動の周知徹底 ◎関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施	1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知 2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 県民の地域安全活動への参加促進 6 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	36
19	刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)	(2) 情報共有の促進	(1)「地域における情報交換」 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで必要な地域における情報の共有のため、市町村と連携して、警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。 【取組の結果】 安全安心まちづくり担当者等研修会の開催 H19(3回)、H20(1回)、H21(4回)、H22(4回)、H23(4回)	各ブロック年1回の開催であり、提供できる情報が限られる。	(2) ①地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで、必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。 【これからの取組】 1 担当者等研修会におけるタイムリーな不審者情報や犯罪情報等の提供 2 関係機関との連携強化						◎【安全安心まちづくり担当者等研修会の開催】ブロックごとに年1回……通年	1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知 2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 県民の地域安全活動への参加促進 6 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	36
20	1 安全安心まちづくり推進会議構成員 団体……80団体 有識者…… 3名 協定による協力…… 2団体 2 防犯ボランティア団体数 H17年:30件 H22年:280件 ※タウンポリスの発足数	(2) 情報共有の促進	(2)「防犯活動団体の活動内容等の公表」 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【取組の結果】 1 高知県ホームページによる公表 計43団体:防犯活動団体 38団体 生活環境整備 5団体 2 安全安心まちづくりニュースによる公表 H20年度:20団体 H21年度:8団体 H22年度:3団体 【指標～防犯活動団体の活動内容等の公表件数】 ⇒目標値100団体あたり、43団体	1 各団体への呼び掛け不足 2 団体内の高齢化に伴う参加者不足と活動の減少	(2) ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【これからの取組】 1 地域活動団体の総会や研修会等に参加・出席し、公表希望団体の呼び掛けを継続する。 2 推進会議構成員の事業者・団体の支部(下部)組織の公表も考慮して、構成員下部組織に対する呼び掛けを行う。						◎地域活動団体の総会や研修会等における公表希望団体の呼び掛け ※可能な防犯ボランティア団体数～281団体 ◎新規団体の把握と早期の呼び掛け ◎構成員下部組織に対する呼び掛け	1 他団体(隣接)との連携を強化させ、防犯活動団体による活動の活性化 2 高齢者の社会参加活動の活性化	県民生活・男女共同参画課	36

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
21	1 刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件) 2 自主防犯組織の設立状況 H16年(13団体、761名) H23年(295団体、13,643名)	(2) 情報共有の促進	(2)「防犯活動団体の活動内容等の公表」 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【取組の結果】 1 タウンポリスの設立支援状況 H19(5団体)、H20(6団体)、H21(5団体)、H22(6団体)、H23(12団体) 2 防犯活動団体の活動内容等の公表 県HP、団体会報、新聞、テレビ等による活動内容の公表	1 防犯活動団体の活動内容が県民に周知されていない 2 防犯活動団体による活動の潜在化	(2) 情報共有の促進	②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【これからの取組】 1 県民に対する各種広報媒体を使用した防犯活動団体の活動内容等の紹介 2 防犯活動団体の活動の積極的な広報	【防犯活動団体の活動内容等の公表】 ①広報媒体を活用した活動内容等の紹介……通年 ②防犯活動団体の活動の積極的な広報……通年						1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知 2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 県民の地域安全活動への参加促進 6 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	36
22	1 刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件) 2 自主防犯組織の設立状況 H16年(13団体、761名) H23年(295団体、13,643名)	(3) 防犯活動団体に対する支援	(1)「防犯活動団体の設立の支援」 防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に 出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 【取組の結果】 1 タウンポリスの設立支援状況 H19(5団体)、H20(6団体)、H21(5団体)、H22(6団体)、H23(12団体) 2 防犯活動団体に対する物品支援状況 H19(30団体、約138万円) H20(20団体、約53万円) H21(28団体、約64万円) H22(26団体、約65万円) H23(26団体、約160万円)	1 活動団体増加に伴う物品購入費の不足 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の不足	(3) 防犯活動団体に対する支援	①防犯活動団体の設立の支援 防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に 出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 【これからの取組】 1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供	◎【防犯活動団体の設立の支援】 必要物品の提供、地域の実情に応じたタイムリーな情報提供……通年						1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知 2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 県民の地域安全活動への参加促進 6 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	37
23	1 刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件) 1 自主防犯組織の設立状況 H16年(13団体、761名) H23年(295団体、13,643名)	(3) 防犯活動団体に対する支援	(2)「防犯活動団体の活動への支援」 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 【取組の結果】 防犯活動団体に対する物品支援状況 H19(30団体、約138万円) H20(20団体、約53万円) H21(28団体、約64万円) H22(26団体、約65万円) H23(26団体、約160万円) 【状況確認指標～設立又は活動を支援した防犯活動団体数】→平成19年1月～9月末13団体	1 活動団体増加に伴う物品購入費の不足 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の不足	(3) 防犯活動団体に対する支援	②防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 【これからの取組】 1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供	◎【防犯活動団体の設立の支援】 必要物品の提供、地域の実情に応じたタイムリーな情報提供……通年						1 県民に対する県条例や各種防犯指針の周知 2 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 3 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 県民の地域安全活動への参加促進 6 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	37

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
24	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー 23市町村で41名委嘱(H23年度)	(4) 防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【取組の結果】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の実施警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに地域で子どもの安全を見守る学校安全ボランティアを養成するためのスクールガード養成講習会を実施した。(平成23年度スクールガード・リーダー23市町村で41名委嘱)	平成22年度からスクールガード・リーダーの人数は微増したが、全小学校を網羅した取組に至っていない。(平成22年度23市町村39人→平成23年度23市町村41人)	(4) 防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【これからの取組】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続とスクールガード養成講習会の開催	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 スクールガード・リーダー配置市町村の拡大 2 小学校におけるスクールガード組織率の向上	学校安全対策課	37
25	1 刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件) 2 自主防犯組織の設立状況 H16年(13団体、761名) H23年(295団体、13,643名)	(4) 育成防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【取組の結果】 タウンポリス連絡協議会の開催・・・年1回	年1回の開催のため、提供できる情報が限られる。	(4) 育成防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【これからの取組】 1 タイムリーな不審者情報や犯罪情報等の提供 2 各団体との連携強化 3 あんしんFメールへの加入促進	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 関係機関との情報の共有による連携強化 2 関係機関の地域安全活動への参加促進 3 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	37
26	1 刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件) 2 自主防犯組織の設立状況 H16年(13団体、761名) H23年(295団体、13,643名)	(5) の青色回転灯装備車両運行団体の	地域における防犯パトロールを促進するため、全市町村において青色回転灯装備車両が運行されるよう、防犯活動団体などに対して、働きかけます。 【取組の結果】 1 青色回転灯装備車両運行団体の設立状況 ・H19(7団体)、H20(10団体)、H21(2団体)、H22(8団体)、H23(7団体) ・平成23年12月末現在:合計77団体 2 各市町村における運行団体の設立状況 34市町村中32市町村で設立	1 活動団体増加に伴う物品購入費の不足 2 防犯活動団体への犯罪情報等提供の不足	(5) の青色回転灯装備車両運行団体の	地域における防犯パトロールを促進するため、全市町村において青色回転灯装備車両が運行されるよう、防犯活動団体などに対して働きかけます。 【これからの取組】 1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供 3 あんしんFメールへの加入促進	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 3 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 4 県民の地域安全活動への参加促進 5 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	37
27	刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)	(6) 事業者による活動の促進	防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して、安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。 【取組の結果】 事業者等による安全シェルター活動への参加状況 H19(2団体)、H20(2団体)、H21(2団体)、H22(5団体)	1 新規取り組み事業者の伸び悩み 2 安全シェルター活動に取り組む事業者への情報提供の不足	(6) 事業者による活動の促進	防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 新規取り組み事業者の開拓 2 既に安全シェルター活動に取り組む事業者への犯罪情報等の提供 3 あんしんFメールへの加入促進	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 事業者や自主防犯組織等による安全安心まちづくり活動の活性化 3 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 4 県民の地域安全活動への参加促進 5 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	37

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
			個別の取組内容			個別の取組内容										
28	1 高齢者の約8割は要介護(支援)認定を受けていない元気な高齢者である。 2 65歳以上の人口は増加しているが、老人クラブの会員数、クラブ数とも減少している。	(7) 高齢者による活動の促進	(1)「老人クラブへの加入促進」 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。 【取組の結果】 県老人クラブ連合会において、健康づくり・介護予防を重点的に取り組むこととなり、ブロック別研修会やリーダーの養成が始まった。	今後は、健康づくりや介護予防の活動を通じて、会員以外の地域の高齢者の参加を促進し、クラブの活性化につなげていく必要がある。	(7) 高齢者による活動の促進	①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。 【これからの取組】 1 県老人クラブ連合会への支援を通じてクラブへの加入を促進する。 ・「健康づくりリーダー」を中心として、単位老人クラブに介護予防活動を拡げていく。 ・若手高齢者を中心に、クラブ活動のリーダーを育成する。							老人クラブの会員数・クラブ数の減少が止まる	高齢者福祉課	38	
29	刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)	(7) 高齢者による活動の促進	(2)「老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実」 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動がいっそう拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。 【取組の結果】 安全安心まちづくり活動への理解を含めた高齢者を対象とした防犯教室の開催 H19(438回)、H20(509回)、H21(557回)、H22(475回)、H23(536回)	地域ごとに犯罪情勢が異なるため、講話内容の工夫が求められる。	(7) 高齢者による活動の促進	②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動が一層拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。 【これからの取組】 1 事象に応じたタイムリーな情報提供の実施 2 地域の実情に応じた教養、情報提供の実施							◎【高齢者を対象とした防犯教室の開催】 タイムリーな情報提供、地域の実情に応じた情報提供……通年	1 県民等に対する効果的な防犯対策に関する情報の周知 2 日常的な防犯に対する意識付け 3 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 4 県民や事業者、自主防犯組織等の自主的な活動の促進 5 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	38
30	大学生防犯ボランティア…1団体 高校生防犯ボランティア…8団体 中学生防犯ボランティア…1団体 合計10団体			1 地域活動団体の高齢化や後継者不足 2 各学校教諭に対し、安全安心まちづくり活動に対する理解を得ることが必要	(8) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進	高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。 【これからの取組】 1 既存の学生ボランティア団体に対する活動の場の提供。 2 学生ボランティア団体数を増加させ、県内全域に学生ボランティア団体等の活動団体を設ける。							若者の参画の活性化 ◎活動団体…5団体増加	県民生活・男女共同参画課	38	
31	刑法犯認知件数の推移 H19年(11,165件) H20年(10,439件) H21年(9,751件) H22年(8,689件) H23年(8,007件)			特になし	(8) の幅広い世代の防犯活動への参画の促進	高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。 【これからの取組】 1 新規取り組み団体の開拓 2 既に防犯活動に取り組んでいる高校生や大学生等若い世代のボランティアに対する防犯活動の実施要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した教養・情報提供の実施							◎【防犯活動の実施要領の指導】主体性を育成するための企画立案・実施要領の指導……通年 ◎【団体の特性に配慮した教養等】適切な情報提供……通年	1. 今後の防犯活動を担う次世代の人材育成 2. 防犯活動の多様化・活性化に資する 3. 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 4. 自主防犯組織の自主的な活動の促進 5. 刑法犯認知件数の減少	生活安全企画課	38

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
32	1 市町村によって取組にばらつきがあり、地域活動団体の活動への依存度も高い。 2 事業者等との見守り協定数は微増(H23.4月現在、28団体)	(1) 広報・啓発の充実	「シンボルマーク及び標語の普及を通じた啓発」 犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組めます。 【取組の結果】 シンボルマーク及び標語の利用団体数 ■32団体	シンボルマークや標語の活用を通じて、県民の防犯活動気運を高めることを狙いとすることがある。	(1) 広報・啓発の充実	犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組めます。 【これからの取組】 シンボルマークのシールを作成し、各団体の活動の場で、気軽にシンボルマークを活用できるようにし、防犯活動団体同士の連帯感を高める。	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	シンボルマーク及び標語の利用団体数 ■状況確認指標上、50団体程度を目指す。	県民生活・男女共同参画課	39
33	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(1) 広報・啓発の充実	「シンボルマーク及び標語の普及を通じた啓発」 犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組めます。 【取組の結果】 各署にシンボルマークの入ったシール1,600枚を配布するとともに、各種会合に参加した際には、シンボルマーク及び標語の普及を図った。	各種会合に参加し、シンボルマーク及び標語の普及に努めているが、シンボルマークシール等の現物枚数がなく、資料添付のマーク等を回覧する等の方法により普及促進を図っているもので、県民全体への普及には至っていない。	(1) 広報・啓発の充実	犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組めます。 【これからの取組】 1 県警ホームページへシンボルマーク・標語の掲載 2 各種会合におけるシンボルマーク及び標語の積極的な普及を図る。	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1. 県民等に対する県条例や各種防犯指針の周知 2. 県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上	生活安全企画課	39
34	1 市町村によって取組にばらつきがあり、地域活動団体の活動への依存度も高い。 2 事業者等との見守り協定数は微増(H23.4月現在、28団体)	(2) 全県的な推進体制づくり	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、県民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などが意見の交換や情報の共有を行う場となる「高知県安全安心まちづくり推進会議(仮称)」の設立を呼びかけます。 【取組の結果】 地域活動団体・事業者等・・・41団体 県内34市町村、市長会、町村会有識者3名	1次計画のもと、構成員数の拡充を図ったが、既存団体活動の活性化が問題として浮かび上がっている状況にある。	(2) 全県的な推進体制の強化	県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 【これからの取組】 1 広報紙や会報において、既存団体の活動紹介をしながら、活性化を図る。 2 効果的な防犯活動への参加を呼び掛けながら、構成員の拡充を図っていく。	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 既存団体の活動活性化 2 構成員数の拡充 計91団体	県民生活・男女共同参画課	39
35	特になし	(2) 全県的な推進体制づくり	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、県民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などが意見の交換や情報の共有を行う場となる「高知県安全安心まちづくり推進会議(仮称)」の設立を呼びかけます。 【取組の結果】	特になし	(2) 全県的な推進体制の強化	県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 【これからの取組】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	地域や関係団体等と連携した見守り組織の充実と学校と地域等の連携の強化	学校安全対策課	39
36	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 全県的な推進体制づくり	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、県民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などが意見の交換や情報の共有を行う場となる「高知県安全安心まちづくり推進会議(仮称)」の設立を呼びかけます。 【取組の結果】 高知県安全安心まちづくり推進会議の設立と総会の実施 設立日(H20.1.25) 総会の開催 第1回(H22.2.10)、第2回(H21.2.10)、第3回(H22.2.10)、第4回(H23.2.8)、第5回(H24.2.9)	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	(2) 全県的な推進体制の強化	県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 【これからの取組】 1 総会の開催(毎年2月ごろ) 2 幹事会の開催(年度内に最低2回)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 住民全体の参加による自主防犯に対する意識付け 2 構成員増加による活動の活性化 3 構成員による活動の活性化 4 事業者、地域活動団体、行政間の連帯強化 5 県民の安全安心まちづくり活動への参加促進	生活安全企画課	39

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
37	1 地域における推進体制設置数 H21年度末:46団体 H23年度末:63団体 2 市町村の条例制定数 14市町村	(3) 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的かつ効果的に推進されるために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	1 推進体制について照会した際、理解不足による無回答がある。 2 市町村条例制定を県内全域に広め、県内全ての地域で、安全安心まちづくり気運の醸成を図りたい。	(3) 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	【これからの取組】 1 推進体制の設置数は、市町村によりばらつきがあるので、ブロック担当者会などの場において周知を図る。 2 市町村主体の安全安心まちづくり条例策定への呼び掛けと支援を行う。	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		すべての自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化	県民生活・男女共同参画課	39
38	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施 スクールガード・リーダー 23市町村で41名委嘱(H23年度)	(3) 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的かつ効果的に推進されるために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	平成22年度からスクールガード・リーダーの人数は微増したが、全小中学校を網羅した取組に至っていない。(平成22年度23市町村39人→平成23年度23市町村41人)	(3) 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	【これからの取組】 1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続 2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		地域や関係団体等と連携した見守り組織の充実と学校と地域等の連携の強化	学校安全対策課	39
39	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(3) 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的かつ効果的に推進されるために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体など意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	(3) 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	【これからの取組】 1 地域安全ニュースによる情報提供 2 市町村広報誌への情報提供 3 あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警ホームページへの掲載	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		1 住民全体の参加による自主防犯に対する意識付け 2 構成員増加による活動の活性化 3 構成員による活動の活性化 4 事業者、地域活動団体、行政間の連携強化 5 県民の安全安心まちづくり活動への参加促進	生活安全企画課	39

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
40	1 地域における推進体制設置数 H21年度末:46団体 H22年度末:63団体 2 市町村の条例制定数 14市町村	(4) 市町村に対する支援	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取り組みなどを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。 【取組の結果】 ブロック別担当者会の開催～年1回 【状況確認指標～地域における推進体制設置数】⇒ 63団体(H22年度末)	1 推進体制について照会した際、理解不足による無回答がある。 2 市町村条例制定を県内全域に広め、県内全ての地域で、安全安心まちづくり気運の醸成を図りたい。	(4) 市町村に対する支援	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。 【これからの取組】 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報の発行によって、情報提供を行い、また、ブロック別検討会の開催により、支援体制を強化していく。						すべての自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化	県民生活・男女共同参画課	40
41	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(4) 市町村に対する支援	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取り組みなどを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。 【取組の結果】 1 地域安全ニュースによる情報提供 H19(156種、447,500部) H20(167種、557,750部) H21(151種、446,319部) H22(188種、485,054部) H23(183種、476,879部) 2 あんしんFメールによる不審者情報の提供 H19(110件)、H20(153件)、 H21(181件)、H22(142件)、 H23(146件) 3 地域安全協(議)会総会(16回開催)	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	(4) 市町村に対する支援	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。 【これからの取組】 1 犯罪情報の県警ホームページへの掲載 2 地域安全ニュースによる情報提供 3 市町村広報紙への情報提供 4 あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警ホームページへの掲載						1 市町村担当者に対する安全安心まちづくり活動への意識付け 2 各種団体との連絡体制の強化による自主防犯団体との連携の推進	生活安全企画課	40

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
42	1 地域見守り協定締結事業者 (1) 高知新聞社・高新会 (2) (株)サンブラザ (3) こうち生活協同組合 (4) 高知ヤクルト販売(株) (5) 四国電力(株) (6) JAグループ高知 (7) 高知医療生協 2 活動ジャンパーを民生委員・児童委員に貸与	(1) 地域の見守りネットワークの支えあいのためのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりに関する協定や覚書を締結するよう働きかけます。 【取組の結果】 1 事業者との地域見守り協定の締結 2 地域見守り協定ロゴマークの作成と活用 3 民生委員・児童委員の活動ジャンパーの作成 4 地域見守り協定3者会(県民児連、事業者、県)の開催	1 地域見守り活動事業者の県内での拡大 2 地域見守り活動の周知きかけます。	(1) ①地域における支えあいのネットワークの構築 地域の見守りネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 7事業者との地域見守り協定を活かし、地域の安全安心のネットワークづくりを進める。 2 7事業所以外の地域見守り協定協力事業者の拡大 3 地域見守り協定ロゴマークの活用による活動PR 4 活動ジャンパーの活用 5 地域見守り協定3者会(県民児連、事業者、県)の開催	【地域見守り協定】 ○地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワークの拡大 【地域見守り協定ロゴマークの活用】 ○事業所に配布しているシール・缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動 【活動ジャンパーの活用】 ○民生委員・児童委員大会等のイベントや日々の見守り活動の中で活用によるPR						県や市町村の一体となった地域見守り活動の拡大・普及	地域福祉政策課	40	
43	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 街頭犯罪等の発生状況 H19(4,965件) H20(4,612件) H21(4,516件) H22(3,863件) H23(3,427件) ※街頭犯罪等とは 空き巣・忍込み・居空き 自動車盗・オートバイ盗 自転車盗・ひったくり 車上ねらい・自動販売機ねらい	(1) 地域の見守りネットワークの支えあいのためのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりに関する協定や覚書を締結するよう働きかけます。 【取組の結果】 1 安全・安心まちづくり協定・覚書の締結状況 平成23年12月末現在で12協定・4覚書 2 企業独自の子どもを守る活動 平成23年12月末現在で18企業・団体・事業所 【状況確認指標～事業者、地域活動団体と締結した協定数】→平成19年9月末現在:11件	事業者及び地域活動団体に対して、地域社会貢献活動の一環として地域安全活動の促進を促すことにより、安全で安心な地域づくりの推進を目指す。	(1) ①地域における支えあいのネットワークの構築 地域の見守りネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 事業所及び各種団体に対する地域貢献活動としての地域安全活動の促進 2 事業所及び各種団体への積極的な情報提供 3 県警ホームページへの犯罪発生状況等の掲載	◎事業所及び各種団体に対する地域貢献活動としての地域安全活動の促進……通年 ◎事業所及び各種団体への積極的な情報提供……通年						1 事業者、地域活動団体、行政間の連携強化 2 構成員による活動の活性化 3 構成員増加による活動の活性化 4 県民の安全安心まちづくり活動への参加促進	生活安全企画課	40	
44	特になし		特になし	(1) ②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。 【これからの取組】 1 各福祉保健所ごとに1カ所以上のモデル的な実践活動を通して、それぞれの地域に応じた連携のしくみや支援体制を構築 2 地域包括支援ネットワーク研修会の開催 3 各福祉保健所管内ごとにネットワークシステムの構築に向けて各市町村との意見交換を行う 4 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を官民一体となって展開(H25.4追加)	小地域ケア会議の開催への支援 モデル地域(各福祉保健所管内1カ所程度) 小地域ケア会議の開催 地域の拡大 ネットワークにつなげていくための支援 地域福祉の拠点を中心に 地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築の推進 こうち支え合いチャレンジプロジェクトによる支援「見守りネットワーク」を運営する組織の設置や実施活動等への支援 地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援					全市町村において、地域福祉の拠点を中心とし、地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築が進んでいる。	地域福祉政策課	40		

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
45	<p>1 支援事業(補助事業)の実施 ・中山間地域生活支援総合補助の支援 H20～23 (生活物資の確保 8件、生活用水の確保 87件)</p> <p>2 集落調査の実施 H23年度集落調査 (1,359集落への実態調査等)</p>			<p>今後、更なる人口減少、高齢化が進むことにより、生活物資や生活用水の確保の他、生活環境に関する課題、移動手段の確保、集落活動の取組に関する支援について、検討が必要。</p>	(1) ネットワークづくり	<p>②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり</p> <p>過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。</p>	<p>集落維持・再生に係る取り組みへの支援</p> <p>中山間地域の実態を基に、地域住民が生まれ育った地域(集落)で引き続き暮らせることができる持続可能な仕組みづくりについて協議・計画・実施</p>						生活環境及びコミュニティ機能の維持を支援	中山間地域対策課	40
46	<p>1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)</p> <p>2 街頭犯罪等の発生状況 H19(4,965件) H20(4,612件) H21(4,516件) H22(3,863件) H23(3,427件) ※街頭犯罪等とは 空き巣・忍込み・居空き 自動車盗・オートバイ盗 自転車盗・ひったくり 車上ねらい・自動販売機ねらい</p>	(2) 防犯活動団体との連携の促進	<p>防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対し、必要な情報を提供します。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 地域安全ニュースによる情報提供 H19(156種、447,500部) H20(167種、557,750部) H21(151種、446,319部) H22(188種、485,054部) H23(183種、476,879部)</p> <p>2 あんしんFメールによる不審者情報の提供 H19(110件)、H20(153件)、 H21(181件)、H22(142件)、 H23(146件)</p> <p>3 見守り活動(通学路安全の日活動) H20(11回、12,420名参加)、 H21(11回、10,335名参加)、 H22(11回、18,045名参加)、 H23(11回、16,580名参加)</p> <p>4 合同防犯パトロール H19(307回)、H20(322回)、H21(290回)、 H22(396回)、H23(486回)</p>	警察、市町村、防犯活動団体が協働して、防犯パトロールや被害防止を目的とした各種教室を開催して取り組むことにより、安全で安心な地域づくりの推進を目指す。	(2) 防犯活動団体との連携の促進	<p>防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対し、必要な情報を提供します。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 防犯活動団体との連携の強化及び参加促進</p> <p>2 防犯活動団体への積極的な情報提供</p> <p>3 現役世代及び若者のボランティアの加入促進</p>	<p>◎防犯活動団体との連携の強化及び参加促進……通年</p> <p>◎防犯活動団体への積極的な情報提供……通年</p> <p>◎現役世代及び若者のボランティアの参加促進……通年</p>					<p>1 事業者、地域活動団体、行政間の連携強化</p> <p>2 構成員による活動の活性化</p> <p>3 構成員増加による活動の活性化</p> <p>4 県民の安全安心まちづくり活動への参加促進</p>	生活安全企画課	40	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
			個別の取組内容			個別の取組内容										
47	各小中高等学校に対してはこれまで推進計画の冊子を配布するとともに、年度当初や運営費補助に係る学校訪問時に指針の写しを手渡すなど、校長等の管理職員に周知と対応を依頼してきた。各学校とも学校運営の基本事項として認識している。	(1) 保学の校た等のおお指針の児童周知等及び安全助全言の確	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	各校とも児童、生徒の安全確保の重要性を十分認識し、その対策の充実を図っている。	(1) 保学の校た等のおお指針の児童周知等及び安全助全言の確	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。								指針に沿った安全指導が充実強化されている。	私学・大学支援課	42
48	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(1) 知学及び校等助に言おける児童等の安全の確保のための指針の周	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。		(1) 知学及び校等助に言おける児童等の安全の確保のための指針の周	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。								・施設の実情に応じた防犯体制の確立 ・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100%	障害保健福祉課	42
49	毎年、指導監査において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取り組み状況について確認(10施設)	(1) 言確学校の等たにおお指針の児童周知等及び安全助の	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	(1) 言確学校の等たにおお指針の児童周知等及び安全助の	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。								地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	児童家庭課	42
50	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」の策定 H23年2月	(1) びの学助確校言保等のにおおめける指針児童周知等及全	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	・「高知県放課後子どもプラン設置運営基準」の内容が、市町村から各実施場所へ周知されているか把握が難しい。 ・実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(1) びの学助確校言保等のにおおめける指針児童周知等及全	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。								◎「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」を市町村に周知徹底 ・市町村訪問、実態調査、予算ヒアリング等	生涯学習課	42

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
51	「学校安全教室推進講習会」における周知	(1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	「学校安全計画」の作成率は100%となったが、実態に応じた見直し等PDCAサイクルの確立につながない。	(1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。							全ての学校において「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実	学校安全対策課	42	
		【取組の結果】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」等の開催を推進するため、「学校安全教室推進講習会」を毎年実施した。 警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに地域で子どもの安全を見守る学校安全ボランティアを養成するためのスクールガード養成講習会を実施した。		【これからの取組】 各学校における「学校安全計画」の策定による、計画的かつ効果的な安全教育・安全管理の徹底及び実態に応じた見直しとPDCAサイクルの確立を図る。平成24年度に作成する「安全教育プログラム」に基づき、全ての教職員に安全教育の指針について周知徹底を図る。										
52	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	(1) 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。							1 学校関係者に対する危機管理意識の醸成 2 危機管理マニュアルの点検・見直しの徹底 3 不審者等に対する対応能力の向上 4 危機管理マニュアルに基づいた対応を徹底	生活安全企画課	42	
		【取組の結果】 幼稚園・保育所・小学校等において不審者対応訓練の実施にあわせ、参加した学校管理者及び教職員に対し、危機管理マニュアルの策定と不審者対応に対する指導を行った。		【これからの取組】 学校管理者及び教職員に対する ①危機管理マニュアルの策定指導 ②不審者対応に関する指導										
53	安全管理のためのマニュアルの策定に関しては、南海地震対策などと同様に各学校とも、その重要性を認識しており、平成22年度までにすべての小中高等学校で危機管理マニュアルを策定した。(小学校1校、中学校7校、高等学校9校)	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。	記載内容の定期的な点検、必要に応じての見直し等に留意していく。	(2) ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。							マニュアルが定期的に点検され、実効性のあるものとなっている。	私学・大学支援課	43	
		【取組の結果】 すべての小中高等学校で危機管理マニュアルを策定した。		【これからの取組】 記載内容の定期的な点検、必要に応じての見直しを要請していく。										

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
54	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【取組の結果】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているかの確認を福祉指導課とともに行った。併せて、防犯に配慮した取組を行っているかも確認を実施。 2 東日本大震災後、事業者に対する説明会があったので、県が平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を参考として、自らの施設に応じた独自マニュアルを作成するように要請を行った。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているか、防災に配慮した取組を行っているか確認を実施する。 2 東日本大震災による課題や教訓を整理し、これを基に、平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を見直すとともに、障害福祉サービス事業所における地震防災対策マニュアルの作成率100%を目指して、事業者に対する周知徹底を図る。また、障害福祉サービス事業所に対して実地調査を行う。							・施設の実情に応じた防犯体制の確立・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100%	障害保健福祉課	43
55	毎年、指導監査において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取り組み状況について確認(10施設)	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【取組の結果】 指導監査において、防犯のための避難訓練等の実施について確認した。		(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【これからの取組】 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導する。							地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	児童家庭課	43
56	危機管理マニュアル作成率 H20 保育所57.1%、 私立幼稚園93.8% H21 保育所79.0%、 私立幼稚園96.9% H22 保育所82.4%、 私立幼稚園94.8% H23 保育所92.2% 私立幼稚園93.5%	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【取組の結果】 1 全市町村を訪問の際に、保育所・幼稚園・認定こども園の安全管理・安全教育の実施の要請及び実施状況についてヒアリングを実施 2 危機管理マニュアルを独自に作成している市町村等から情報提供を受けるとともに、未作成の市町村へは参考例を提供し、保育所・幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設のマニュアル整備を推進	マニュアル作成・見直しの必要性が十分理解されていない ・マニュアル作成の方法が分からないなど、実際の作業手順が十分理解されていない	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【これからの取組】 危機管理マニュアルがまだ整備されていない保育所・幼稚園・認定こども園がある市町村には、市町村訪問や市町村所管課長会議などを通じ、作成を推進する。また、同様に私立幼稚園に対しては私立幼稚園ヒアリング等を通じ、作成を推進する。							1 保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の充実 2 全保育所・幼稚園・認定こども園におけるマニュアルの作成 1 全市町村訪問や所管課長会議等を通じた安全管理・安全教育の周知 2 危機管理マニュアルの未作成保育所・幼稚園・認定こども園のある市町村に対して、作成に向けての要請 3 危機管理マニュアル未整備の私立幼稚園に対して、作成に向けた要請	幼保支援課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
57	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) (1)「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」の策定 H23年2月 (2)「安全管理ハンドブック」の作成 H24年1月	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【取組の結果】 1 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」をH22年度に策定し、内容に「防災・防犯対策」を盛り込んだ。 2 「安全管理ハンドブック」をH23年度に改訂して、各子ども教室、児童クラブに配布した。	・放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)の実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別にマニュアルを作成することが難しい。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」に基づき、防犯や防災の視点が盛り込まれたマニュアルを策定するよう市町村に周知、啓発を行う。 2 マニュアル策定に必要な情報を市町村に提供する、	◎安全管理マニュアルを策定(更新)するよう市町村に呼びかけ・情報提供						学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。	生涯学習課	43
58	学校における「危機管理マニュアル」の策定 100% (H23年度末)	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【取組の結果】 研修会等を通じて「危機管理マニュアル」の作成と、それに基づく訓練の実施を各学校に働きかけた。	訓練を通じた「危機管理マニュアル」の点検・強化が必要である。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【これからの取組】 各学校において実態に応じた「危機管理マニュアル」の見直しを行い、関係機関と連携した訓練を実施	◎市町村教委に、周知徹底を働きかけ ◎県立学校への指導を徹底						全ての学校における実情に応じた「危機管理マニュアル」の策定	学校安全対策課	43
59	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子ども被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(1)「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、校外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【取組の結果】 幼稚園・保育所・小学校等において不審者対応訓練の実施にあわせ、参加した学校管理者及び教職員に対し、危機管理マニュアルの策定と不審者対応に対する指導を行った。	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【これからの取組】 学校管理者及び教職員に対する ①危機管理マニュアルの策定指導 ②不審者対応に関する指導	◎機器管理マニュアルの策定協力……通年 ◎不審者対応に関する指導……通年						1 学校関係者に対する危機管理意識の醸成 2 危機管理マニュアルの点検・見直しの徹底 3 不審者等に対する対応能力の向上 4 危機管理マニュアルに基づいた対応を徹底	生活安全企画課	43
60	来校者に窓口での名簿記載、入校章の携帯を義務づけるなどの対策を講じている。 不審者侵入を想定した訓練は、学校により、また年度により実施したりしなかったり状況にある。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(3)「不審者侵入防止訓練の実施の促進」 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【取組の結果】 不審者侵入を想定した訓練は、学校により、また年度により実施したりしなかったり状況にある。	学校により、また、年度によりできておらず、訓練の実施状況は十分でない。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【これからの取組】 不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を要請していく。							各学校で不審者の侵入を想定した訓練が実施されている。	私学・大学支援課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
			個別の取組内容			個別の取組内容										
61	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(3)「不審者侵入防止訓練の実施の促進」 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【取組の結果】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているかの確認を福祉指導課とともに行った。併せて、防犯に配慮した取組を行っているかも確認を実施。 2 東日本大震災後、事業者に対する説明会があったので、県が平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を参考として、自らの施設に応じた独自マニュアルを作成するように要請を行った。		(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【これからの取組】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災事故防止マニュアルなどが策定されているか、防災に配慮した取組を行っているか確認を実施する。 2 東日本大震災による課題や教訓を整理し、これを基に、平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を見直すとともに、障害福祉サービス事業所における地震防災対策マニュアルの作成率100%を目指して、事業所に対する周知徹底を図る。また、障害福祉サービス事業所に対して実地調査を行う。								・施設の実情に応じた防犯体制の確立 ・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100%	障害保健福祉課	43
62	毎年、指導監査において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取り組み状況について確認(10施設)	(2) の学校等の安全確保体制づくり	(3)「不審者侵入防止訓練の実施の促進」 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【取組の結果】 指導監査において、防犯のための避難訓練等の実施について確認した。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	(2) の学校等の安全確保体制づくり	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【これからの取組】 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導する。								地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	児童家庭課	43
63	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) (1)「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」の策定 H23年2月 (2)「安全管理ハンドブック」の作成 H24年1月	(2) り学校の校等進の安全確保体制づくり	(3)「不審者侵入防止訓練の実施の促進」 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【取組の結果】 1 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」をH22年度に策定し、不審者対策や避難訓練に関する内容を盛り込んだ。 2 「安全管理ハンドブック」をH23年度に改訂して、各子ども教室、児童クラブに配布した。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)の実施場所は地域の人々によって運営されているため、避難訓練等の個別の対応が難しい。 2 実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(2) り学校の校等進の安全確保体制づくり	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【これからの取組】 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」に基づき、緊急時に児童等の安全が確保できる職員体制・連絡体制を整備し、定期的に避難訓練等を実施するよう市町村に周知、啓発を行う。								学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。 ◎緊急時の職員体制、連絡体制の整備を市町村へ呼びかけ ◎定期的な避難(防犯)訓練実施を市町村へ呼びかけ	生涯学習課	43
64		(2) づく学校等の安全確保体制	(3)「不審者侵入防止訓練の実施の促進」 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【取組の結果】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」等の開催を推進するため、「学校安全教室推進講習会」を毎年実施し、不審者対応等の実技指導も行った。	学校における、不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識が希薄化している。	(2) づく学校等の安全確保体制	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【これからの取組】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催								不審者侵入防止訓練等の充実による市町村教委や学校の危機意識の向上、危機管理体制の充実 ◎市町村教委や県立学校に、訓練の実施について働きかけ	学校安全対策課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
65	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	(3)「不審者侵入防止訓練の実施の促進」 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	◎不審者対応訓練の実施……通年					1 学校関係者に対する危機管理意識の醸成 2 危機管理マニュアルの点検・見直しの徹底 3 不審者等に対する対応能力の向上 4 危機管理マニュアルに基づいた対応を徹底	生活安全企画課	43
			【取組の結果】 不審者対応訓練の実施 H19(68回)、H20(60回)、H21(57回)、 H22(52回)、H23(47回)			【これからの取組】 1 不審者対応訓練の実施 2 実施機会の拡大								
66	広範囲の地域から生徒が通学していることや、各校の立地条件等により地域との連携に関する取り組みに違いがある。	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。	私学の生徒は広範囲から通学しており、地域の自治会等との連携が難しい面がある。	(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。						地域の学校として、地域の自治会等との連携が深まっている。	私学・大学支援課	43
			【取組の結果】 私学の特性として、生徒が広範囲から通学しており、地域の自治会との連絡協議会を開催し、通学時等に見守りを話し合っている学校もあるが、学校関係者での安全確保対策にとどまっている学校もある。			【これからの取組】 地域の自治会等との連携を深め、地域の学校として見守り活動につなげる取組を要請する。								
67	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。		(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。						・施設の実情に応じた防犯体制の確立 ・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100%	障害保健福祉課	43
			【取組の結果】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているかの確認を福祉指導課とともにいった。併せて、防犯に配慮した取組を行っているかも確認を実施。 2 東日本大震災後、事業者に対する説明会があったので、県が平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を参考として、自らの施設に応じた独自マニュアルを作成するように要請を行った。			【これからの取組】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災事故防止マニュアルなどが策定されているか、防災に配慮した取組を行っているか確認を実施する。 2 東日本大震災による課題や教訓を整理し、これを基に、平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を見直すとともに、障害福祉サービス事業所における地震防災対策マニュアルの作成率100%を目指して、事業所に対する周知徹底を図る。また、障害福祉サービス事業所に対して実地調査を行う。								
68	毎年、指導監査において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取り組み状況について確認(10施設)	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	児童家庭課	43
			【取組の結果】 指導監査において、児童の安全確保に関する体制整備について確認した。			【これからの取組】 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある安全確保の体制がとれているかを確認し指導する。								

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
69	放課後子どもプラン推進事業・市町村への支援 (1) 小学校:実施校率84% 児童クラブ・子ども教室 161カ所 (2) 中学校:実施校率43% 放課後学習室 39カ所	(3) 学校等における児童等の見守り活動の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。 【取組の結果】 放課後子どもプラン推進事業の実施 放課後の居場所の設置促進 H20 H21 H22 H23 小学校 134カ所→140カ所→155カ所→161カ所 中学校 23カ所→ 33カ所→ 39カ所	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)の実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(3) 学校等における児童等の見守り活動の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【これからの取組】 1 町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみをつくる。(=事業の推進) 2 指導員等を対象とした安全研修や、市町村への情報提供を行う。	◎放課後子どもプラン推進事業の実施 市町村への支援、指導員等研修の実施(毎年3700名)、情報提供など					学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。	生涯学習課	43
70	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施 スクールガード・リーダー 23市町村で41名委嘱(H23年度)	(3) 学校等における児童等の見守り活動の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。 【取組の結果】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」等の開催を推進するため、「学校安全教室推進講習会」を毎年実施した。 警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに地域で子どもの安全を見守る学校安全ボランティアを養成するためのスクールガード養成講習会を実施した。	平成22年度からスクールガード・リーダーの人数は微増したが、全小学校を網羅した取組に至っていない。(平成22年度23市町村39人→平成23年度23市町村41人)	(3) 学校等における児童等の見守り活動の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【これからの取組】 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続	◎市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した体制づくりを働きかけ					地域や関係団体等と連携した見守り組織の充実と学校と地域等との連携の強化	学校安全対策課	43
71	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件)、H20(10,439件)、H21(9,751件)、H22(8,689件)、H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件)、H20(262件)、H21(263件)、H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、H21(2,432件)、H22(2,287件)、H23(1,937件)	(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取り組みを実施します。 【取組の結果】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携して、通学路において子どもの見守り活動を実施 2 青色回転灯装備車両を使用し、登下校時の通学路の安全活動を実施 3 青色防犯パトロール運行団体の推移 H19(39団体)、H20(48団体)、H21(60団体)、H22(69団体)、H23(77団体)	声かけ事案及び子どもの被害件数は一応減少傾向にあるものの、未だ発生が後をたない状況にある。	(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【これからの取組】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路の安全活動の実施	◎見守り活動の実施……通年 ◎青色回転灯装備車両の運用拡充……通年					1 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関等との連携 2 犯罪被害の抑止 3 学校等における児童等の安全の確保	生活安全企画課	43
72	各学校とも防犯教室を実施しているが、交通安全教室や薬物乱用防止教室などとの関係もあり、スケジュール的に毎年開催できない状況がある。	(4) 児童等への安全教育の充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【取組の結果】 各学校とも犯罪等の被害に遭わないための安全教室を開催しているが、他の教室の開催や学校行事の多さなど、授業時数の関係から、毎年の実施や全学年に対して実施できていない状況にある。	他の教室の開催や学校行事の多さなど、授業時数の関係から、毎年の実施や全学年に対して実施できていない状況にある。	(4) 児童等への安全教育の充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【これからの取組】 各種教室や行事の中で、例えば入学年次に防犯教室を行うなど、防犯教育の定着を要請していく。	◎防犯教室等の開催					防犯教室が定着し、可能な限り毎年開催されている。	私学・大学支援課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
73	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(4) 児童等への安全教育的充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【取組の結果】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているかの確認を福祉指導課とともに行った。併せて、防犯に配慮した取組を行っているかも確認を実施。 2 東日本大震災後、事業者に対する説明会があったので、県が平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を参考として、自らの施設に応じた独自マニュアルを作成するように要請を行った。		(4) 児童等への安全教育的充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【これからの取組】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災事故防止マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を実施する。 2 東日本大震災による課題や教訓を整理し、これを基に、平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を見直すとともに、障害福祉サービス事業所における地震防災対策マニュアルの作成率100%を目指して、事業所に対する周知徹底を図る。また、障害福祉サービス事業所に対して実地調査を行う。							・施設の実情に応じた防犯体制の確立 ・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100%	障害保健福祉課	43
74	毎年、指導監査において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取り組み状況について確認(10施設)	(4) 児童等への安全教育的充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【取組の結果】 指導監査において、入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況及び体験・参加型の安全教育的実施状況について確認した。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	(4) 児童等への安全教育的充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【これからの取組】 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育的実施状況についても確認する。							地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができている。	児童家庭課	43
75	防犯教室の開催率 H20 保育所59.6%、 私立幼稚園62.5% H21 保育所69.7%、 私立幼稚園78.1% H22 保育所76.4%、 私立幼稚園70.7% H23 保育所76.7% 私立幼稚園87.1%	(4) 児童等への安全教育的充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【取組の結果】 全市町村を訪問の際に、保育所・幼稚園・認定こども園の安全管理・安全教育的実施の要請及び実施状況についてヒアリングを実施	防犯教室開催の必要性が十分理解されていない	(4) 児童等への安全教育的充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【これからの取組】 1 全市町村訪問や所管課長会議等の場を通して、保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育的必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を推進する。 2 私立幼稚園に対しては、私立幼稚園ヒアリングの場を通して、安全管理・安全教育的必要性について周知を図るとともに、防犯教室等の実施に向けて推進する。							1 各市町村における安全管理・安全教育的充実 2 保育所・幼稚園・認定こども園における防犯教室の開催の促進	幼保支援課	43
76	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) 1 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」の策定 H23年2月 2 「安全管理ハンドブック」の作成 H24年1月	(4) 児童等への安全教育的充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【取組の結果】 1 市町村を通じて、放課後子どもプラン推進事業の実施箇所に安全管理マニュアル(H23)を配布 2 指導員等を対象とした安全研修の実施(毎年370名)	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)の実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(4) 児童等への安全教育的充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育的充実を努めます。 【これからの取組】 実施場所において、「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」に基づいた登所・降所時の注意喚起や、児童等と一緒にできる安全対策に取り組んでもらうよう、指導員等を対象とした安全研修を行う。							◎「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」を市町村に周知徹底 ◎指導員等研修の実施(毎年370名)	生涯学習課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
77	学校における「防犯教室」等の実施 69.8%(平成23年度末)	(4) 児童等への安全教育の充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【取組の結果】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」等の開催を推進するため、「学校安全教室推進講習会」を毎年実施した。	「防犯教室」の開催等の実施率が減少するなど、学校における、防犯に関する優先順位が低下している。	(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【これからの取組】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催							「防犯教室」の充実による市町村教委や学校の危機意識の向上	学校安全対策課	43
78	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(4) 児童等への安全教育の充実	(1)「防犯教室等の開催」 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【取組の結果】 1 児童に対する防犯教室(誘拐被害防止教室・非行防止教室等) (1) 誘拐被害防止教室 H19(256回)、H20(283回)、H21(230回)、 H22(251回)、H23(264回) (2) 非行防止教室 H22(832回)、H23(870回) 2 安全マップ作成指導等 H19(1回)、H20(2回)、H21(4回)、 H22(1回)、H23(1回)	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【これからの取組】 ■児童等に対する防犯教室(誘拐被害防止教室・非行防止教室等)の実施							1 児童等の危機管理意識の醸成 2 学校等における児童等の被害防止 3 学校、保護者、地域、警察の連携強化	生活安全企画課	43
79	小学校における「地域安全マップ」作成 50.0%(平成23年度末)	(4) 児童等への安全教育の充実	(2)「安全マップ作成の促進」 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。 【取組の結果】 「学校安全教室推進講習会」において、地域安全マップの作成・活用について説明・事例発表等を行うとともに、各学校に再確認するよう働きかけた。	学校における「安全マップ」作成に向け、一層の働きかけが必要である。	(4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。 【これからの取組】 「地域安全マップ」作成・活用について「学校安全教室推進講習会」を通して周知							すべての小学校で「地域安全マップ」作成	学校安全対策課	44
80	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(4) 児童等への安全教育の充実	(2)「安全マップ作成の促進」 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。 【取組の結果】 安全マップ作成指導等 H19(1回)、H20(2回)、H21(4回)、 H22(1回)、H23(1回)	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	(4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。 【これからの取組】 安全マップの作成にかかる指導の実施							1 児童等の危機管理意識の醸成 2 学校、保護者等の危機管理意識の醸成 3 学校、地域活動団体、行政間の連携強化	生活安全企画課	44

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
81	防犯のための設備、器具等の整備に対する補助制度を設けており、各校とも積極的に活用し、これまで不審者侵入に対する対策は進んできた。安全点検も意識して実施されている。	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。 【取組の結果】 施設の安全点検を毎年度要請するとともに、各学校への運営費補助の中に学校安全への取組に関する項目を設け、設備や器具、警備員の配置に対する助成を行っている。	補助事業の実施などにより必要に応じた設備整備がされている。	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【これからの取組】 施設の安全点検の要請及び設備、器具の整備等に対する補助制度を継続していく。						施設の安全点検が継続的に実施され、必要に応じた環境整備ができています。	私学・大学支援課	44
82	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。 【取組の結果】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているかの確認を福祉指導課とともに行った。併せて、防犯に配慮した取組を行っているかも確認を実施。 2 東日本大震災後、事業者に対する説明会があったので、県が平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を参考として、自らの施設に応じた独自マニュアルを作成するように要請を行った。		(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災事故防止マニュアルなどが策定されているか、防災に配慮した取組を行っているか確認を実施する。 2 東日本大震災による課題や教訓を整理し、これを基に、平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を見直すとともに、障害福祉サービス事業所における地震防災対策マニュアルの作成率100%を目指して、事業所に対する周知徹底を図る。また、障害福祉サービス事業所に対して実地調査を行う。						施設の実情に応じた防犯体制の確立・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100%	障害保健福祉課	44
83	毎年、指導監査において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取り組み状況について確認(10施設)	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。 【取組の結果】 指導監査において、施設整備面における安全確保の状況について確認した。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【これからの取組】 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がなされているかを確認し、指導を図る。						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	児童家庭課	44
84	放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」の策定 H23年2月	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。 【取組の結果】 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」をH22年度に策定し、防犯予防や建物等の危険個所の事前把握を行うため、定期的な点検を行うこととした。	「高知県放課後子どもプラン設置運営基準」の内容が、市町村から各実施場所へ周知されているか把握が難しい。 ・実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【これからの取組】 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」に基づき、防犯予防や建物等の危険個所の事前把握などのため、定期的な点検を行うよう市町村に周知、啓発を行う。						学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。	生涯学習課	44
85	学校における定期的な安全点検の実施 実施率99.8パーセント(H23年度末)	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。 【取組の結果】 学校等の設置・管理者に対する整備・点検の働きかけ 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての調査」を通じて、各市町村教育委員会に、整備・点検について働きかけを実施した。	学校における安全点検の質の向上を図る。	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【これからの取組】 取組状況の把握と学校等の設置・管理者に対する整備・安全点検について周知徹底を継続して実施						全ての学校における「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実	学校安全対策課	44

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
86	市町村訪問による周知(34市町)	(1) 助の通学指路の等たにめおける針児の童周知の及安	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 【取組の結果】 全市町村を訪問の際に、保育所・幼稚園・認定こども園の通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知を実施	通学路における児童等の安全の確保が図られるよう引き続き指針の周知を図る必要がある。	(1) 助の通学指路の等たにめおける針児の童周知の及安 【これからの取組】 1 全市町村訪問による保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の推進と指針の周知を図る。 2 私立幼稚園に対しては、私立幼稚園ヒアリングの場を通して、安全管理・安全教育の推進と指針の周知を図る。							各市町村における安全管理・安全教育の充実	幼保支援課	45
87	放課後子どもプラン推進事業「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」の策定 H23年2月	(1) 周安通知全学及の路確等助保に言のおける針児の童周知の及安	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 【取組の結果】 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」をH22年度に策定し、保護者と指導員が連携して、登所・降所の方法を明確にするなど、子どもの安全を十分に確保することとした。	1 「高知県放課後子どもプラン設置運営基準」の内容が、市町村から各実施場所へ周知されているか把握が難しい。 2 実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(1) 周安通知全学及の路確等助保に言のおける針児の童周知の及安 【これからの取組】 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」に基づき、登所・降所の方法(時間、道順、お迎えの有無など)を明確にし、関係者間の連絡体制などを整備しておくよう市町村に周知、啓発を行う。							学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。	生涯学習課	45
88	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー 23市町村で41名委嘱(H23年度)	(1) 助の通学指路の等たにめおける針児の童周知の及安	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 【取組の結果】 警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに地域で子どもの安全を見守る学校安全ボランティアを養成するためのスクールガード養成講習会を実施した。	平成22年度からスクールガード・リーダーの人数は微増したが、全小学校を網羅した取組に至っていない。(平成22年度23市町村39人→平成23年度23市町村41人)	(1) 助の通学指路の等たにめおける針児の童周知の及安 【これからの取組】 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続とスクールガード養成講習会の開催 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供							スクールガード組織率の向上による学校と地域・関係団体等との連携の強化	学校安全対策課	45
89	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件)、H20(10,439件)、H21(9,751件)、H22(8,689件)、H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件)、H20(262件)、H21(263件)、H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、H21(2,432件)、H22(2,287件)、H23(1,937件)	(1) 助の通学指路の等たにめおける針児の童周知の及安	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 【取組の結果】 地域安全ニュース等を活用し、指針の周知に努めた。	学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	(1) 助の通学指路の等たにめおける針児の童周知の及安 【これからの取組】 地域安全ニュース等の活用による指針の周知							1 県民等に対する児童等の安全の確保のための指針の周知 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動の活性化 3 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 4 県民の事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	45

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
90	小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実 小学校 72.2%(H23年度末)	(2) り通学路等における児童等の見守り	(1)「学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携」 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【取組の結果】 警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに地域で子どもの安全を見守る学校安全ボランティアを養成するためのスクールガード養成講習会を実施した。	1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 小学校におけるスクールガード(学校安全ボランティア)組織率が73.9%(H22年度末)→72.2%(H23年度末)に微減	(2) り通学路等における児童等の見守り	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【これからの取組】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続とスクールガード養成講習会の開催	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	スクールガード組織率の向上による学校と地域・関係団体等との連携の強化	学校安全対策課	45
91	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の推進	(1)「学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携」 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【取組の結果】 児童の見守り活動等 H20:実施警察官(延べ2,570人) ボランティア等(延べ9,850人) H21:実施警察官(延べ2,490人) ボランティア等(延べ7,845人) H22:実施警察官(延べ4,048人) ボランティア等(延べ13,997人) H23:実施警察官(延べ1,690人) ボランティア等(延べ7,426人)	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	(2) 進通学路等における児童等の見守り活動等の促進	①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【これからの取組】 1 「通学路安全の日」の指定継続 2 関係者連携による児童等の見守り活動の実施 3 通学路安全点検等の実施	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動の活性化 2 児童等の危機管理意識の醸成 3 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 4 県民の事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	45
92	小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実 小学校 72.2%(H23年度末)	(2) 見通学路等における児童等の見守り活動の推進	(2)「通学路等における声かけ運動の実施」 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 【取組の結果】 警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校内外の巡回指導等を実施するとともに地域で子どもの安全を見守る学校安全ボランティアを養成するためのスクールガード養成講習会を実施した。	1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 小学校におけるスクールガード(学校安全ボランティア)組織率が73.9%(H22年度末)→72.2%(H23年度末)に微減	(2) 見通学路等における児童等の見守り活動の推進	②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 【これからの取組】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続とスクールガード養成講習会の開催	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	スクールガード組織率の向上による学校と地域・関係団体等との連携の強化	学校安全対策課	45

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
93	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の推進	(2)「通学路等における声かけ運動の実施」 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	(2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進	②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	◎児童等の見守り活動の実施……通年 ◎通学路安全点検の実施……通年						1 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動の活性化 2 児童等の危機管理意識の醸成 3 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 4 県民の事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	45
	2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件)		【取組の結果】 1 毎月第三木曜日を「通学路安全の日」と指定 2 児童等の登下校時の見守り活動の実施 3 通学路の安全点検等の強化実施 H20:実施警察官(延べ2,570人) ボランティア等(延べ9,850人) H21:実施警察官(延べ2,490人) ボランティア等(延べ7,845人) H22:実施警察官(延べ4,048人) ボランティア等(延べ13,997人) H23:実施警察官(延べ1,690人) ボランティア等(延べ7,426人)			【これからの取組】 1 「通学路安全の日」の指定継続 2 関係者連携による児童等の見守り活動の実施 3 通学路安全点検等の実施									
	3 子ども被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)														
94	1 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件)	(2) 守通り学路活動等における児童等の見守り活動の推進	(2)「通学路等における声かけ運動の実施」 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	街頭補導は少年の非行防止と健全育成を目的としており、児童等の見守りは副次的。	(2) 守通り学路活動等における児童等の見守り活動等の促進	②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	◎街頭補導に合わせた見守り活動の実施……通年						1 少年警察ボランティア等の活動支援(帽子や腕章等の見守り活動に用いる資機材の配布) 2 少年警察ボランティア活動の活性化(若返りと多様化、教養・研修の実施)	少年課	45
	2 子ども被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)		【取組の結果】 少年補導(育成)センターやタウンポリス等と連携して声かけ活動等の児童等の見守り活動を実施。 ※平成23年中の街頭補導活動(816回、2,213人参加)			【これからの取組】 街頭補導に合わせた見守り活動の実施									
95	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の推進	(3)「セーフティステーション活動の促進」 「こども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	(2) 進通学路等における児童等の見守り活動等の促進	③セーフティステーション活動の促進 「こども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	◎「こども110ばんのいえ」設置促進……通年 ◎「こども110ばんのくるま」指定促進……通年					1 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動の活性化 2 児童等の危機管理意識の醸成 3 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 4 県民の事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	45	
	2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件)		【取組の結果】 1 「子ども110ばんのいえ」設置数 平成23年度末(4,300カ所) 2 「子ども110ばんのくるま」指定台数 平成23年度末(1,463台)			【これからの取組】 1 「子ども110ばんのいえ」設置促進 2 「こども110ばんのくるま」指定促進 3 学校等との連携									
	3 子ども被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)														

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
96	歩道新設、修繕時には、ひとにやさしいまちづくり条例整備設計マニュアルや犯罪防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針に基づいて道路環境整備を行ってきた。また、ソフト面でもロードボランティアの推進を図ってきた。	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに改善に向けて取り組むよう働きかけます。 【取組の結果】 これまでの取組により、道路照明設置基数の増、ロードボランティアの活動団体数・活動回数が増が図られた。	特になし	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 学校、警察、道路管理者が合同で通学路の交通安全点検を実施、対策が必要な箇所を抽出する。抽出箇所の対策案を作成、可能な箇所から対策を実施。 2 道路改良時において、必要な箇所については、道路照明の設置。 3 ロードボランティアの推進						学校関係者、警察、道路管理者の連携による交通安全確保	道路課	45
97	特になし	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに改善に向けて取り組むよう働きかけます。 【取組の結果】 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の確認を行った。	特になし	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。						指定管理者等に対する県条例や指針の周知徹底	公園下水道課	45
98	「学校安全教室推進講習会」における情報共有 通学路等の安全点検の実施	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに改善に向けて取り組むよう働きかけます。 【取組の結果】 1 スクールガード、スクールガード・リーダーによる改善の働きかけ スクールガード・リーダー連絡協議会(年度当初に実施)において、スクールガード・リーダーの活動として、危険箇所の点検等も含めて説明を行った。	学校等と、保護者や地域、関係機関が連携して取り組む仕組みづくりが必要である。	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携して状況把握を行う。 2 スクールガード・リーダーによる点検の実施						関係機関の連携の強化と危険箇所の改善	学校安全対策課	45
99	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに改善に向けて取り組むよう働きかけます。 【取組の結果】 1 毎月第三木曜日を「通学路安全の日」と指定 2 児童等の登下校時の見守り活動の実施 3 通学路の安全点検等の強化実施 H20:実施警察官(延べ2,570人)ボランティア等(延べ9,850人) H21:実施警察官(延べ2,490人)ボランティア等(延べ7,845人) H22:実施警察官(延べ4,048人)ボランティア等(延べ13,997人) H23:実施警察官(延べ1,690人)ボランティア等(延べ7,426人)	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。 【これからの取組】 1 「通学路安全の日」の指定継続 2 関係者連携による児童等の見守り活動の実施 3 通学路安全点検等の実施						1 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動の活性化 2 児童等の危機管理意識の醸成 3 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 4 県民の事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	45

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
100	声かけ事案の対象も約半数が小学生 ※声かけ事案発生件数 H21年263件(内、小学生対象119件) H22年220件(内、小学生対象105件)	(1) 広報・啓発の充実	<p>「地域ぐるみで子どもを守る広報・啓発の実施」 テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 各種広報媒体を活用した広報啓発 ・安全安心まちづくりニュースの配布 ・ハンドブック、リーフレットの配布 ・高知県HPによる広報 ・ラジオ等による広報</p> <p>2 各種会議等の場における啓発</p> <p>3 啓発ポスターの作成と配布</p>	<p>1 ニュースは、発行部数に限度がある。配布は、市町村を通じて行っているが、各地域により配布方法が異なり、全戸配布に至っていない。</p> <p>2 HPは、利用度が明確でなく、効果が不明。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 ニュースは、予算上の都合があるので、従来ものに加えて構成員向け会報やチラシ等を作成して啓発する。 2 県民に行きわたるよう配布先を開拓する。 3 HPは、内容を随時更新し、新しい情報の提供を行う。 4 ラジオ等を活用した広報では、課内の他チームと連携して幅広い広報をめざす。 5 ポスターは、県教委との連携を密にして、早めの募集により、学校行事等に無理がかからないように行う。</p>	<p>平成24年度</p> <p>【安全安心まちづくりニュース】・・・◎発行回数 年度4回 ◎「会報」の発信(おおむね年度2回)</p> <p>【安全安心ハンドブック等】・・・◎配布範囲の拡充 ◎改訂版の作成と配布</p> <p>【高知県ホームページ】・・・◎新規情報の充実◎更新情報の早期提供◎地域に応じた情報の掲載</p> <p>【ラジオ等による広報】・・・◎子どもの見守り活動をテーマとした広報啓発</p> <p>【安全安心まちづくりポスターの作成等】・・・◎県教委との連携強化</p>	<p>平成25年度</p> <p>平成26年度</p> <p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>	<p>1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動機運を向上させ、きめ細かな子どもの見守り活動を展開する。</p> <p>2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。</p>	県民生活・男女共同参画課	46			
101	各市町村での広報の実施 スクールガード・リーダー等の紹介	(1) 広報・啓発の充実	<p>「地域ぐるみで子どもを守る広報・啓発の実施」 テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>学校安全教室推進講習会のホームページでの公開 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の開催を推進するために実施した「学校安全教室推進講習会」の開催要項等をホームページで公開した。</p>	<p>「学校安全教室推進講習会」についてホームページで公開した。 各地域での活動については市町村での実施となるため、取組に差がある。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページでの公開</p> <p>2 各学校の取組についてメディアへの積極的な情報提供</p>	<p>◎各学校の取組の情報収集と積極的な広報の実施</p>	<p>平成24年度</p> <p>平成25年度</p> <p>平成26年度</p> <p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>	<p>メディアとの良好な関係の構築</p>	学校安全対策課	45			
102	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 3 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(1) 広報・啓発の充実	<p>「地域ぐるみで子どもを守る広報・啓発の実施」 テレビ・ラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 県警ホームページによる不審者情報の提供 ①ひったくり、自転車盗など10罪種について提供 ②不審者情報等提供</p> <p>2 テレビ・ラジオを利用した広報の実施、女性子ども対策反の活動紹介を実施</p> <p>3 あんしんFメールによる情報発信 H20(153件)、H21(181件)、 H22(142件)、H23(146件)</p> <p>4 あんしんFメールの登録促進 登録者数8,962人</p>	<p>1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。</p> <p>2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。</p>	(1) 広報・啓発の充実	<p>テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 県警ホームページによる不審者情報の提供</p> <p>2 テレビ・ラジオを利用した広報の実施</p> <p>3 あんしんFメールによる情報発信</p> <p>4 あんしんFメールの登録促進</p>	<p>◎県警ホームページによる不審者情報の提供・・・通年 ◎テレビ・ラジオを利用した広報の実施・・・通年 ◎あんしんFメールによる情報発信・・・通年 ◎あんしんFメールの登録促進・・・通年</p>	<p>平成24年度</p> <p>平成25年度</p> <p>平成26年度</p> <p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>	<p>1 全県民による安全安心まちづくり活動の機運の向上</p> <p>2 県民の地域活動への参加促進</p> <p>3 児童等の危機管理意識の醸成</p> <p>4 犯罪発生の抑止</p> <p>5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進</p>	生活安全企画課	45			

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
103	<p>1 人権啓発センターとのタイアップによる、テレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報</p> <p>2 県広報紙「さんSUN高知」での広報</p> <p>3 官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施</p>	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	<p>(1)「子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取り組みの実施」</p> <p>地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 人権啓発センターとタイアップし、テレビ・ラジオによる虐待通告義務等を広報(テレビ・ラジオ 11月、ラジオ 2月)</p> <p>2 県広報紙「さんSUN高知」への掲載</p> <p>8月号 電話相談「子どもと家庭の110番」広報</p> <p>11月号 児童虐待防止推進月間</p> <p>3 「児童虐待について」の広報啓発(7月)・「高知オレンジリボンキャンペーン」の広報啓発(11月)</p> <p>「聞かせて高知県」(エフエム高知)</p> <p>「ラジオ県庁ナビ」(高知放送)</p> <p>4 官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施</p>	<p>1 虐待相談は近年増加しているものの、マスコミ報道など様々な要因が絡み合った結果であり、当該事業だけをとらえての効果を把握することが難しい。</p> <p>2 虐待と認定された件数は、平成20年度をピークに減少傾向にあるものの、児童をとり巻く環境は以前として厳しい状況にあることから、取り組みの強化・拡充等を検討していく必要がある。</p>	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	<p>①子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施</p> <p>地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 人権啓発センターとタイアップし、テレビ・ラジオによる虐待通告義務等を広報</p> <p>2 県広報紙「さんSUN高知」への掲載</p> <p>「子どもと家庭の110番」広報等</p> <p>3 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施</p> <p>カラー電車広告による虐待防止広告、高知城ライトアップほか</p>						<p>虐待防止の意識啓発と、虐待が疑われる場合の通告義務についての周知がされている。</p>	児童家庭課	45
104	<p>1 民生委員・児童委員への活動助成</p> <p>H21 97,926,888円</p> <p>H22 109,003,899円</p> <p>H23 109,064,661円</p> <p>2 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長等研修の開催 ・中堅研修の開催 ・3年目研修の開催 ・2年目研修の開催 ・1年目研修の開催 <p>・ブロック別研修会の開催(6ブロックで実施)</p> <p>3 児童虐待等、地域における課題が多岐にわたり、民生委員・児童委員の役割がこれまでに重要</p>	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	<p>(2)「虐待やいじめから地域ぐるみで子どもを守る意識を高めるためのネットワークづくり」</p> <p>虐待やいじめから子どもを守るという意識を高めるため、学校、PTA及び民生委員、児童委員などが虐待やいじめの発生状況、虐待の早期発見方法などの情報を共有できるネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 民生委員・児童委員活動費補助金の拡充</p> <p>2 知識・技能の修得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長等研修の開催 ・中堅研修の開催 ・3年目研修の開催 ・2年目研修の開催 ・1年目研修の開催 <p>・ブロック別研修会の開催(6ブロックで実施)</p> <p>・活動ハンドブックの作成</p>	<p>1 民生委員・児童委員活動の住民への周知</p> <p>2 民生委員活動の温度差</p> <p>3 後継者不足</p>	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	<p>②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用</p> <p>虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>【民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり】</p> <p>1 民生委員・児童委員の活動助成を行う。</p> <p>2 活動ハンドブックを活用した活動</p> <p>3 支援の必要な人の現状や課題を関係機関で共有するため、民生委員・児童委員と市町村との意見交換会の実施。</p> <p>【民生委員・児童委員に必要な知識・技術の習得】</p> <p>1 民生委員・児童委員を対象とした研修の充実・強化</p>	<p>【活動費助成】</p> <p>○民生委員・児童委員活動費に対する助成</p> <p>【研修の実施】</p> <p>○地域ニーズに対応するためのブロック別研修や経験年数に対応した研修の実施</p> <p>【民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の実施】</p> <p>○支援の必要な人の現状や課題を関係機関で共有する場づくりを行う等、連携体制の強化</p> <p>【活動ハンドブックの活用】</p> <p>○民生委員・児童委員の活動についてまとめたハンドブックによる、地域での見守りや相談活動への活用</p>	<p>1 研修による知識・技術の向上により複雑化する地域ニーズに対応していく。</p> <p>2 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり</p>	地域福祉政策課	45				
105	<p>人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援</p>	(2) 組子どもたちを健やかに育てる取組	<p>(2)「虐待やいじめから地域ぐるみで子どもを守る意識を高めるためのネットワークづくり」</p> <p>虐待やいじめから子どもを守るという意識を高めるため、学校、PTA及び民生委員、児童委員などが虐待やいじめの発生状況、虐待の早期発見方法などの情報を共有できるネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>高知市</p> <p>H22:2か所実施</p> <p>H23:4か所実施</p>	<p>福祉専門職の採用・配置が難しいことに加え、人事異動によって培われたノウハウを十分に引き継ぐことができないなど、市町村の児童相談担当部署の職員の専門性の維持向上が難しい。</p>	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	<p>②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用</p> <p>虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知市以外の市町村にも働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援</p>						<p>リスクの高い親子の早期発見・早期支援できている。</p>	児童家庭課	45

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
			個別の取組内容			個別の取組内容										
106	1 高知県保幼小中高PTA連 合体連絡協議会より子どもの 自殺防止についてアピール文 書を配布 平成20年 5月 2 高知県保幼小中高PTA連 合体連絡協議会において、いじ めや不登校の現状について報 告 毎年	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組 み	(2)「虐待やいじめから地域ぐるみで子どもを守る意 識を高めるためのネットワークづくり」 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高める ため、学校、PTA及び民生委員、児童委員などが虐 待やいじめの発生状況、虐待の早期発見方法などの 情報を共有できるネットワークづくりに取り組みます。 【取組の結果】 虐待や自殺などを防ぐために、各PTAが親子の触 れ合い方などについて研修会を実施している。	社会教育団体等、地域への 情報発信は十分ではなかつ た。	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 組	(2)②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活 用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、 虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、 PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などが つながる既存のネットワークを活用できるよう取り組 みます。 【これからの取組】 1 子どもの安全安心に関する国からの文書を社会 教育団体に配布するなど、地域全体で安全確保に取 り組むよう依頼する。 2 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会を開 催し、虐待やいじめの発生状況や今後の取組等につ いて協議する。 3 小中学校PTA、高等学校PTAともに地区別研修 会においていじめ防止等、子ども達の健全育成への 取組について協議する。(H26.5追加)								地域全体で子ども を守る体制が築か れ、いじめや虐待が 早期発見できる。	生涯学 習課	45
107 108 109 110	特になし	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組 み	(2)「虐待やいじめから地域ぐるみで子どもを守る意 識を高めるためのネットワークづくり」 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高める ため、学校、PTA及び民生委員、児童委員などが虐 待やいじめの発生状況、虐待の早期発見方法などの 情報を共有できるネットワークづくりに取り組みます。 【取組の結果】 1 いじめ・虐待を早期に発見し、的確に対応する力 量を高めるための各学校における校内研修等の実 施 2 県教育委員会が、県内の全市町村で開催される 要保護児童対策地域協議会に参加し、要保護児童 の状態や市町村・学校の支援の状況等を把握し、必 要に応じて、スーパーバイザーの派遣等の支援を行 う。	1 いじめや虐待は潜在化し発 見が難しいことから、教職員の 発見する力をさらに高める必要 がある。 2 児童虐待に関する学校から 市町村や児童相談所への通告 件数を把握することができな い。	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 組	(2)②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活 用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、 虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、 PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などが つながる既存のネットワークを活用できるよう取り組 みます。 【これからの取組】 1 引き続き、各学校におけるいじめ・虐待に関する 校内研修等を実施する。 2 前年度に引き続き、県教育委員会が、県内の全 市町村で開催される要保護児童対策地域協議会に 参加し、要保護児童の状態や市町村・学校の支援の 状況等を把握し、必要に応じて、スーパーバイザーの 派遣等の支援を行う。 3 関係機関の代表者による「いじめ問題対策連絡 協議会」を定期開催し、県ぐるみのいじめの防止等 のための取組を総合的かつ効果的に推進する。	各学校におけるいじめ・虐待に関する校内研修等の実施	県教育委員会による各市町村要保護児童対策地域協議会への参加	県教育委員会による状況に応じた要保護児童や学校等への支援の実施	進学先・転居先に要保護児童の状況を伝達するシステムづくり	いじめ問題対策連絡協議会の開催による総合的かつ効果的 ないじめの防止対策の取組の推進	1 市町村教育委員会と 県教育委員会が連携し て、要保護児童やその 家庭への適切な支援が できるようになっている。 2 要保護児童が高校等 へ進学したり、市町村を 越えて転居する際に、そ の進学先や転居先の市 町村・学校に要保護児童 の状況等を確実に伝達 するシステムが構築され ている。 3 いじめの防止等に関 係する機関及び団体の 連携が図られ、適切な支 援や対応ができるよう になっている。	人権教 育課、小 中学校 課、高等 学校課、 特別支 援教育 課	45		
111	1 子どもに対する声かけ事案 発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 2 子どもの被害にかかる刑法 犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499 件)、 H21(2,432件)、H22(2,287 件)、 H23(1,937件)	(2) 組 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組	(2)「虐待やいじめから地域ぐるみで子どもを守る意 識を高めるためのネットワークづくり」 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高める ため、学校、PTA及び民生委員、児童委員などが虐 待やいじめの発生状況、虐待の早期発見方法などの 情報を共有できるネットワークづくりに取り組みます。 【取組の結果】 県下16署において150団体、12,090人をネットワ ークに組織した。	学校、PTA及び民生委員、児 童委員などを主管する知事部 局が関与していないことから、 警察活動に関わる団体、個人 にネットワークが偏っている。 警察の関与は、いじめ及び虐 待が深刻な事態となった場合 であり、早期発見と対応には、 いじめについては県教委、虐待 については児童相談所がイン シアチブをとるべきではないか と考えられる。 法定協(要保護児童連絡協 議会)との関係について明確化 すべきである。	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 組	(2)②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活 用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、 虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、 PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などが つながる既存のネットワークを活用できるよう取り組 みます。 【これからの取組】 1 ネットワーク代表者研修会の実施 2 各署組織の主となっている少年警察ボランティア への機関誌の発行	◎ネットワーク代表者研修会の実施(年1回) ◎各署組織の主となっている少年警察ボランティアへの機関誌の発行(年1回)						1 ネットワークの維 持・拡充 2 ネットワーク構成 員による的確な状況 判断に資するため広 報啓発活動とともに 教養研修活動を実施	少年課	45	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				平成28年度	
			個別の取組内容			個別の取組内容										
112	核家族化の進行などにより、子育てへの不安感、負担感が増大している			特になし	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	地域子育て支援センターの機能強化等、市町村の取組への支援	子育てサークル等のネットワークづくり	子育て支援アドバイザーの派遣や子育て講座の実施	こうちプレマnetや情報紙を通じた情報発信			地域で安心して子育てができる環境づくり	少年課	45	
113	園内研修実施数 H20 52回 H21 84回 H22 73回 H23 98回	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組	(3)「ルールや法を守る心を育てる取り組みの実施」 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	乳幼児期にふさわしい保育実践の取組が十分とは言えない。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	保育所・幼稚園・認定こども園における園内研修の充実						保育所・幼稚園・認定こども園における保育実践を通じた、園内研修の実施	幼保支援課	45	
114	1 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 2 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組	(3)「ルールや法を守る心を育てる取り組みの実施」 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	小・中学校における非行防止教室の実施率は年間100%であるが、依然少年人口に占める犯罪少年・触法少年の発生率は、全国トップクラスであることから、即効的な効果が見られない。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	県下の小・中学校において非行防止教室を実施						1 非行防止教室の実施率の維持 2 効率的かつ効果的な非行防止教室の実施	少年課	45	
115 116 117	特になし	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組	(5)「子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取り組みの実施」 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	子どもたちの携帯電話・インターネット利用の実態や課題を把握する必要がある。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	(2) 子どもたちが健やかに育てる取組 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	県内の公立小学校4年生の保護者を対象に携帯電話に関するリーフレットの配付	県内全ての小学校4年生以上の保護者を対象にケータイ・スマホに関するリーフレットの配付	県内全ての小学校4年生以上の児童生徒を対象にケータイ・スマホに関するリーフレットの配付	県内全ての中学校・高等学校の新生徒を対象にSNSの安全な使用に関するリーフレットの配付	ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣	情報モラル教育実践事例集の作成・配付と学校での活用促進	子どもたちが携帯電話・インターネットを正しく使用する力を身につけ、加害者にも被害者にもならないようになっている。	人権教育課、小中学校課、高等学校課	45	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
118	1 サイバー犯罪検挙状況 H19(検挙件数6、人員5) H20(検挙件数21、人員14) H21(検挙件数27、人員4) H22(検挙件数23、人員17) H23(検挙件数31、人員23) 2 インターネットトラブル相談状況 H19(600件)、H20(867件)、 H21(789件)、H22(608件)、 H23(634件)	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(5)「子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施」 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。 【取組の結果】 1 インターネット・モラル教育 H23(58回) 2 非行防止教室等にあわせた講話	保護者を含めた小中学生に対し、各署の指導に加え、生活環境課サイバー対策係において、より専門的な教養を行っているが、その数値計上ができていなかったため、効果の程度が不明である。	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(4)子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。 【これからの取組】 1 インターネットモラル教育の実施 2 非行防止教室等にあわせた講話等の実施 3 部内の各課(少年課・生活環境課)との連携を高め、取り組みに漏れないようにする。	◎インターネットモラル教育の実施……通年 ◎非行防止教室等にあわせた講話等の実施……通年						1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 児童等の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生の抑止 4 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	45
119	「学校安全教室推進講習会」の毎年開催(平成23年度 137名参加)	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(4)「犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施」 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するための取組を行います。 【取組の結果】 学校安全教室推進講習会の開催 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の開催を推進するために、「学校安全教室推進講習会」を毎年実施した。	学校の防犯に対する危機意識の低下から、子どもに対する犯罪被害防止教育の機会が減少している。	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(5)犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 【これからの取組】 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の効果的な開催 「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の徹底 (H26.5追加)	◎市町村教委や県立学校に、安全教育の徹底を働きかけ ◎市町村担当者や校長会等で、「防犯教室推進講習会」への参加を働きかけ 「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の徹底 (H26.5追加)					子どもたちの危険予測・危険回避能力の向上	学校安全対策課	47	
120	1 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 2 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(4)「犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施」 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するための取組を行います。 【取組の結果】 県下に児童生徒が在籍する小・中学校において非行防止教室を実施 ※平成23年中 小学校150校、中学校53校、高校12校	フィルタリング実施促進等インターネット利用にかかる被害防止教室は少年警察の分掌であるが、誘拐被害防止等と少年警察の分掌外となる。	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(5)犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 【これからの取組】 県下の小・中学校においてインターネット利用を主とする犯罪被害防止教室を実施	◎県下の小・中・高校においてインターネット利用を主とする犯罪被害防止教室を実施					インターネット利用にかかる犯罪被害防止教室の実施	少年課	47	
121	電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(6)「保護者に対する相談による支援」 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対し、相談により児童養育を支援します。 【取組の結果】 電話での相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援(社福)みその児童福祉会に委託) H23:相談受付件数 225件	児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は減少傾向にあり、更なる周知が必要である。	(2) 取り組も みたち を健 やかに 育て る	(6)親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 【これからの取組】 電話での相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援	継 続					子どもと親の心に寄り添った支援ができています	児童家庭課	47	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				平成28年度	
			個別の取組内容			個別の取組内容										
122	核家族化の進行などにより、子育てへの不安感、負担感が増大している			特になし	(2) 子どもの安全を確保する取組	⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 【これからの取組】 地域の子育て支援の充実 ・県のHPや情報紙の発行など子育て家庭に役立つ情報を的確に発信するとともに、市町村への支援などを通じて子育て家庭が気軽に集い、交流できる場づくりを行う							地域で安心して子育てができる環境づくり	少子対策課	47	
123	子育て支援に関する講話・研修 (保護者への支援) H21 46回 H22 71回 H23 51回 (保育者への支援) H21 32回 H22 44回 H23 63回	(2) 子どもの安全を確保する取組	(6)「保護者に対する相談による支援」 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対し、相談により児童養育を支援します。 【取組の結果】 1 保育所・幼稚園等で子育て支援に関する講話・研修を実施(保護者への支援71回1,967人、保育者への支援44回635人) 2 親育ち支援保育者育成研修会(132名参加) 3 マスメディアを利用した県民啓発(テレビ・ラジオでのCMスポット、フリーペーパーk+への掲載)	特になし	(2) 子どもの安全を確保する取組	⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 【これからの取組】 1 親の子育て力を高めるために、保護者に対する講話や相談、保護者の一日保育者体験推進事業及び基本的な生活習慣向上事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と日々かかわっている保育者への支援や研修会を実施する。							1 親の子育て力の向上 2 日常的に親育ち支援ができる保育者の育成	幼保支援課	47	
124	1 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 2 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)	(2) 子どもの安全を確保する取組	(6)「保護者に対する相談による支援」 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対し、相談により児童養育を支援します。 【取組の結果】 保護者から少年相談を受理 ※平成23年中(340件)	少年警察が相談機関としての保護者に周知されているのか疑問があり、さらに周知することが必要。	(2) 子どもの安全を確保する取組	⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 【これからの取組】 1 ラジオ、ミニ広報誌等を活用した少年相談の広報 2 保護者に対して、広報活動により相談を促すとともに、県下の幼稚園・保育所において、児童と保護者を対象とする「親子の絆教室」を実施(平成23年から開始し、今後3年間で県下の前幼稚園・保育所において実施する予定である)							1 保護者への周知による相談活動の推進 2 「親子の絆教室」の実施 3 担当者の専門知識・技能の向上	少年課	47	
125	放課後子どもプラン推進事業・市町村への支援 (1) 小学校:実施校率84% 児童クラブ・子ども教室 161カ所 (2) 中学校:実施校率43% 放課後学習室 39カ所	(2) 子どもの安全を確保する取組	(7)「子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進」 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。 【取組の結果】 放課後子どもプラン推進事業の実施 放課後の居場所の設置促進(市町村への支援) H20 H21 H22 H23 小学校 134カ所→140カ所→155カ所→161カ所 中学校 23カ所→ 33カ所→ 39カ所	・放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)の実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	(2) 子どもの安全を確保する取組	⑦子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。 【これからの取組】 放課後子どもプラン推進事業の実施と質の向上 学校や地域との連携を進め、より安全安心で健やかな放課後の居場所づくりに取り組む。 市町村事業の運営補助、施設整備 指導員等研修の実施 利用料減免への助成(利用促進事業)							学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。	生涯学習課	47	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
126 127 128 129	特になし			特になし	(2) 組子どもたちを健やかに育てる取組 ◎高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。						高知県学校・警察連絡制度の適正な運用 高知県学校・警察連絡制度を実施する市町村の拡大	県内全市町村で高知県学校・警察連絡制度が実施され、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止が進み、健全な育成が促進されている。	人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	47
130	1 子どもに対する声かけ事案発生状況 H19.6~12(157件) H20(262件)、H21(263件)、 H22(220件)、H23(194件) 2 子どもの被害にかかる刑法犯発生状況 H19(2,605件)、H20(2,499件)、 H21(2,432件)、H22(2,287件)、 H23(1,937件)			特になし	(2) 組子どもたちを健やかに育てる取組 ◎高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。						◎問題行動の発生及び再発の防止 ◎学校・警察・保護者の連絡協議会の開催 ◎連絡制度の適正な運用	1 学校、保護者との確実な連絡体制の構築 2 問題行動の確実な把握 3 再発防止体制の構築	少年課	47

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
131	平成22年度に市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待相談・通報件数は230件で、そのうち虐待を受けたと判断したのは116件	(1) 広報・啓発の充実	地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。 【取組の結果】 1 相談・通報件数 平成21年度 204件→平成22年度 230件 2 虐待を受けたと判断した事例 平成21年度 118件→平成22年度 116件	高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の増加が見込まれることから、さらなる啓発が必要。	(1) 広報・啓発の充実	地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。 【これからの取組】 1 権利擁護業務を行う市町村地域包括支援センターへの支援 ・事例検討会の実施 ・研修会の実施 2 県民への普及啓発 ・講演会の開催 3 高齢者及び障害者権利擁護連携会議の開催						暴力を許さない機運が高まる	高齢者福祉課	48
132	DV相談件数の推移 女性相談支援センター及びソール 23年度 579件+71件=650件 22年度 632件+94件=726件 21年度 459件+92件=551件 20年度 381件+108件=489件 19年度 322件+88件=410件	(1) 広報・啓発の充実	地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。 【取組の結果】 1 県の広報紙、テレビ、ラジオや、人権啓発センター等の広報枠を活用した広報の実施 さんSUN高知/広報広聴課枠TV・ラジオ/人権啓発センター予算を活用したCM制作・放映/チラシ等の配布/ポスターの掲示 2 ポスター、チラシ、男性用相談カード、デートDV用啓発パネル等を作成し、市町村等を通じて配布 3 民間支援団体と協働による相談カード等の配布	1 相談が増えているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在している。 2 高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていない。 3 市町村が主体的に広報に取り組んでもらう必要がある。 4 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分	(1) 広報・啓発の充実	地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。 【これからの取組】 1 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ 2 高齢者・障害者等向けのチラシ等を作成し、広報する。 3 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な広報媒体を通じて集中的に広報を実施する。						「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。	県民生活・男女共同参画課	48
133	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 高齢者の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(1,091件) H20(1,044件) H21(933件) H22(873件) H23(864件)	(2) 高齢者の見守り活動の推進	(1)「市町村等と連携した見守り活動の実施」 市町村や地域安全協議会などと連携して、高齢者が地域で安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。 【取組の結果】 1 高齢者宅訪問活動 H19(366回)、H20(263回)、 H21(195回)、H22(195回)、 H23(200回) 2 高齢者安全教室の開催 H19(438回)、H20(509回)、 H21(557回)、H22(475回)、 H23(536回)	高齢者の被害状況は、一定減少傾向にあるが、依然として高齢者を対象とする犯罪等が後を絶たない。	(2) 高齢者の見守り活動の推進	①市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全協議会などと連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。 【これからの取組】 1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施						1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 高齢者の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生を抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	48

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
134	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 高齢者の見守り活動の推進	(1)「市町村等と連携した見守り活動の実施」 市町村や地域安全協(議)会などと連携して、高齢者が地域で安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。 【取組の結果】 1 23年中高齢者訪問活動(41,694世帯) 2 高齢者対象の被害者防止教室の開催(141回 参加者2,635名) 3 ミニ広報紙(発行紙数:1,830紙 発行部数592,569部) 4 交番・駐在所速報(発行紙数:289紙 配布数62,952部)	高齢者宅への訪問回答が少ない	(2) 高齢者の見守り活動の推進	①市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全協(議)会などと連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。 【これからの取組】 1 日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。 2 自治体、地域安全協会のアドバイザー及び高齢者交通安全活動推進員(アドバイザー)との連携を密にして訪問活動を強化する。	◎街頭活動の強化と巡回連絡、高齢者宅訪問活動の強化……通年 ◎自治体、防犯活動団体との連携強化による広報啓発活動の徹底……通年						1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保	地域課	48
135	H23年度に県立消費生活センターに寄せられた消費生活相談(3,735件)の状況 ①60歳以上の占める割合は33.6%(年々上昇) ②投資商品に関する相談(139件)の69.1%が60歳以上 契約金額:最高1億2,065万円 既払い金額:最高2,500万円 総額約1億4,418万円	(2) 高齢者の見守り活動の推進	(2)「地域活動団体等と連携した見守り活動の実施」 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 【取組の結果】 1 消費生活地域リーダー養成講座の開催 2 地域で活動する団体等への見守り要請 3 高齢者や高齢者周辺者に対する出前講座の開催	1 消費生活地域リーダーの活動を活性化するため、関係機関の連携が必要 2 自宅にこもりがちで情報の届きにくい高齢者が被害に遭う可能性が高い被害に遭っても相談しようとしにくい高齢者の存在等、相談の掘り起こしが必要 3 分かりやすく新鮮な情報の提供が求められている	(2) 高齢者の見守り活動の推進	②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 【これからの取組】 1 実践的に啓発手法を学んだ「くらしのサポーター」が地域で活発に活動できるよう、県や市町村によるサポート体制を取る 2 消費者団体等との意見交換等を通して見守り活動を行う団体を拡大し、きめ細かな見守りにつなげる 3 情報提供や啓発は、常に新鮮で受け手に分かりやすいものを心掛ける	くらしのサポーターの養成と市町村と連携した活動支援 消費者団体等との意見交換等を通じた見守り活動の拡大 出前講座の実施等、積極的な情報提供						地域活動団体等による見守り活動が活発になり、高齢者の消費者被害を未然に防止できている	県民生活・男女共同参画課	48
136	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 高齢者の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(1,091件) H20(1,044件) H21(933件) H22(873件) H23(864件)	(2) 高齢者の見守り活動の推進	(2)「地域活動団体等と連携した見守り活動の実施」 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 【取組の結果】 1 高齢者宅訪問活動 H19(366回)、H20(263回)、 H21(195回)、H22(195回)、 H23(200回) 2 高齢者安全教室の開催 H19(438回)、H20(509回)、 H21(557回)、H22(475回)、 H23(536回) 【状況確認指標～高齢者を対象とする防犯教室の開催回数】→平成18年中:141件	高齢者の被害状況は、一定減少傾向にあるが、依然として高齢者を対象とする犯罪等が後を絶たない。	(2) 高齢者の見守り活動の推進	②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 【これからの取組】 1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	◎高齢者訪問活動の実施……通年 ◎悪質商法被害防止教室の実施……通年						1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 高齢者の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生の抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	48

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
137	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(2) 高齢者の見守り活動の推進	(2)「地域活動団体等と連携した見守り活動の実施」 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	高齢者を対象とした被害防止教室や交通安全教室の開催回数増加を図ること、その教室へ出席しない人々への広報・啓発が課題	(2) 高齢者の見守り活動の推進	②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	◎街頭活動の強化と巡回連絡、高齢者宅訪問活動の実施……通年 ◎自治体、防犯活動団体との連携強化による広報啓発活動の徹底……通年					1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保	地域課	48
138	1 高齢者人口、要支援者の増加に伴い、地域包括支援センターの業務が増加している。 2 地域包括支援センターでは、専門職の確保や支援困難事例の増加といった課題がある。	(2) 高齢者の見守り活動の推進	(3)「地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援」 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、NPO、老人クラブなどのネットワークが実施する高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関としてコーディネート機能が発揮できるよう引き続き支援が必要	(2) 高齢者の見守り活動の推進	③地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	研修会の実施 地域ケア会議等活動支援の実施					・ほとんどの市町村で地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント能力やコーディネート機能向上に向けた取り組みができてきている。(H26.6追加) ・スキルアップのステージに対応した研修を受ける体制が整い、職員が必要な知識、技術を身につけることができている。(H26.6追加)	高齢者福祉課	48
139	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(3) 障害者の見守り活動の促進	(1)「市町村や事業者等の行う見守り活動の促進」 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	地域の課題や相談支援体制の整備など、市町村の自立支援協議会として求められる役割が発揮できていない。	(3) 障害者の見守り活動の推進	①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	実地指導時に、事故防止マニュアル等の策定状況、防災対策の確認、助言を実施 地域自立支援協議会の機能発揮に向けた支援、相談支援従事者の人材の確保、スキルアップの実施					・施設の实情に応じた防犯体制の確立 ・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100% ・地域自立支援協議会の機能発揮、相談支援に従事する人材、人員の確保 ・障害のある人が地域で自立した生活ができる体制の整備	障害保健福祉課	48

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
140	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 高齢者の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(1,091件) H20(1,044件) H21(933件) H22(873件) H23(864件)	(3) 障害者の見守り活動の促進	(1)「市町村や事業者等の行う見守り活動の促進」 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。 【取組の結果】 1 高齢者宅訪問活動 H19(366回)、H20(263回)、 H21(195回)、H22(195回)、 H23(200回) 2 高齢者安全教室の開催 H19(438回)、H20(509回)、 H21(557回)、H22(475回)、 H23(536回)	障害者のみに特化した訪問活動や教室は実施していない。	(3) 障害者の見守り活動の促進	①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。 【これからの取組】 1 障害者と関わり深いヘルパー等に対する高齢者安全教室の実施 2 「地域安全ニュース」等による広報活動の実施	◎障害者と関わるヘルパー等に対する高齢者安全教室の実施……通年 ◎「地域安全ニュース」等による広報活動の実施……通年					1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 障害者の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生への抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	48
141	社会福祉施設の安全を確保するための事故防止マニュアル、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどの策定状況の把握、総点検の実施の必要性	(3) 障害者の見守り活動の促進	(2)「情報の提供」 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 【取組の結果】 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災マニュアルなどが策定されているかの確認を福祉指導課とともに行った。併せて、防犯に配慮した取組を行っているかも確認を実施。 2 東日本大震災後、事業者に対する説明会があったので、県が平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を参考として、自らの施設に応じた独自マニュアルを作成するように要請を行った。 3 市町村の自立支援協議会の設置に関する助言・指導を実施した結果、全ての市町村に地域自立支援協議会が設置された。	障害者の相談の掘り起こし状況が把握できず、相談者の潜在化の可能性があり、周辺の見守り者への情報提供も必要	(3) 障害者の見守り活動の促進	②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 1 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや、感染症予防マニュアル、防災事故防止マニュアルなどが策定されているか、防災に配慮した取組を行っているか確認を実施する。 2 東日本大震災による課題や教訓を整理し、これを基に、平成18年3月に作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を見直すとともに、障害福祉サービス事業所における地震防災対策マニュアルの作成率100%を目指して、事業所に対する周知徹底を図る。また、障害福祉サービス事業所に対して実地調査を行う。 3 相談支援の体制整備のための情報提供や人材育成、自立支援協議会の活性化のためのアドバイザーの派遣等を行う。	実地指導時に、事故防止マニュアル等の策定状況、防災対策の確認、助言を実施 地域自立支援協議会の機能発揮に向けた支援、相談支援従事者の人材の確保、スキルアップの実施					・施設の実情に応じた防犯体制の確立 ・事業所の地震防災対策マニュアルの作成率100% ・地域自立支援協議会の機能発揮、相談支援に従事する人材、人員の確保 ・障害のある人が地域で自立した生活ができる体制の整備	障害保健福祉課	49
142	障害者からの消費生活相談状況の把握は困難であるが、全国の相談情報で見られる事例 (1) 聴覚障害者間でのマルチ商法に関するトラブルの多発 (2) 視覚障害者が契約書の内容確認が困難なことに付け込まれ、一方的な契約をさせられていた事例	(3) 障害者の見守り活動の促進	(2)「情報の提供」 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 【取組の結果】 県ホームページでの読み上げ機能を利用した情報提供	障害者の相談の掘り起こし状況が把握できず、相談者の潜在化の可能性があり、周辺の見守り者への情報提供も必要	(3) 障害者の見守り活動の促進	②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 【これからの取組】 1 障害特性に配慮した、適切な情報提供を行う 2 障害者だけでなく、周辺の見守り者に対しても迅速な情報提供を行う	障害特性に配慮した適切な情報提供 見守り者への迅速な情報提供					障害者や周辺の見守り者に情報がいきとどき、障害者の消費者被害を未然に防止できている	県民生活・男女共同参画課	49

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
143	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 女性の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(3,700件) H20(3,495件) H21(3,261件) H22(3,010件) H23(2,579件)	(4) 女性の犯罪被害回避に関する取り組み	(1)「情報の提供」 女性がひったくりやつきまといなどの被害に遭わないために、ホームページなどにより危険を回避するための情報を提供します。 【取組の結果】 1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 「地域安全ニュース」等による情報発信 H21(151種、446,319部) H22(188種、485,054部) H23(183種、476,879部) 3 県警ホームページにおいてひったくり、強制わいせつ等についての防犯対策を提示 4 ミニ広報紙等を配布して、不審者情報や犯罪情報等の提供を実施 ミニ広報紙(1,830回、592,569部)	女性の被害状況は一応減少傾向にあるものの、刑法犯全体の約32%と高い比率を占めている。	(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組	①情報の提供 女性がひったくりやつきまといなどの被害に遭わないために、ホームページなどにより、危険を回避するための情報を提供します。 【これからの取組】 1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 「地域安全ニュース」等による情報発信	◎県警ホームページにおける防犯情報の提供……通年 ◎「地域安全ニュース」等による情報発信……通年					1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 女性の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生を抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	49
144	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 女性の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(3,700件) H20(3,495件) H21(3,261件) H22(3,010件) H23(2,579件)	(4) 女性の犯罪被害回避に関する取り組み	(2)「防犯教室等の実施」 女性がちかんや暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。 【取組の結果】 1 高齢者訪問活動 2 統計調査員の要望に応じて、防犯教室、護身術などの練習を実施(H20年中) 3 スクールガード要請講習等で、不審者への声かけ要領及び護身術の講習(H21年中、4回実施) 4 女性に対する防犯教室等において、被害防止対策、護身術の講習(H21年中、2回実施) 5 高齢者教室の実施 振り込め詐欺被害防止対策や悪質商法被害防止対策等について指導助言した(H22年中、475回)(H23年中、536回)	女性の被害状況は一応減少傾向にあるものの、刑法犯全体の約32%と高い比率を占めている。	(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組	②防犯教室等の実施 女性がちかんや暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。 【これからの取組】 1 高齢者訪問活動の実施 2 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 3 要望に応じた防犯等講習の実施	◎高齢者訪問活動等の実施……通年 ◎防犯教室、護身術等の講習実施……通年 ◎要望に応じた防犯等講習の実施……通年					1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 女性の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生を抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	49
145	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 女性の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(3,700件) H20(3,495件) H21(3,261件) H22(3,010件) H23(2,579件)	(4) 女性の犯罪被害回避に関する取り組み	(3)「地域ぐるみの防犯活動の実施」 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロール等の見守り活動を実施します。 【取組の結果】 1 高齢者宅訪問活動 H19(366回)、H20(263回)、 H21(195回)、H22(195回)、 H23(200回) 2 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施 3 青色回転灯装備車両使用団体による通学路安全の日における通学路の安全を見守るパトロール等の実施(ボランティア人員:4,781名 車両435台)	女性の被害状況は一応減少傾向にあるものの、刑法犯全体の約32%と高い比率を占めている。	(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組	③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。 【これからの取組】 1 高齢者訪問活動の実施 2 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施 3 青色回転灯装備車両による見守りパトロールの実施 4 あんしんFメールへの加入促進	◎高齢者訪問活動等の実施……通年 ◎不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施……通年 ◎青色回転灯装備車両による見守りパトロールの実施……通年					1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 女性の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生を抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	49

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画 冊子 記載 ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
146	刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件)	(4) ③「地域ぐるみの防犯活動の実施」 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。 【取組の結果】 1 23年中高齢者訪問活動(41,694世帯) 2 高齢者対象の被害者防止教室の開催(141回 参加者2,635名) 3 ミニ広報紙(発行紙数:1,830紙 発行部数592,569部) 4 交番・駐在所速報(発行紙数:289紙 配布数62,952部)	若い女性を対象とした防犯啓発活動の教室等の場を設ける機会が少ない	(4) ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。 【これからの取組】 1 日常の地域警察街頭活動を強化して、制服地域警察官の姿を街頭で顕在化することによって、女性に対する犯罪を抑制する。 2 女性勤務先の事業者や地域安全協会と連携して、女性に対する防犯啓発活動を推進する。	◎街頭活動の強化と巡回連絡、女性に対する防犯啓発活動の強化……通年 ◎自治体、防犯活動団体との連携強化による広報啓発活動の実施……通年						1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保	地域課	49	
147	特になし	特になし	特になし	(4) ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。 【これからの取組】 1 ブロック別関係機関連絡会議の開催 2 DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大 3 市町村との連携強化 4 庁内関係課との連携の強化 5 民間支援団体との連携及び活動助成	事前調整、2ブロック開催 5ブロック開催 会議内容の充実・開催回数の増 市町村担当者会の開催 市町村単位のネットワークモデルケース構築 DV対策連携支援ネットワーク会議:年1回連絡会議を開催し研修を実施、参加機関の開拓 年2回庁内関係課担当者会を開催し、情報共有を図るとともに、ケーススタディ等による研修を実施 支援団体の拡充 民間支援団体との協議の場の設定 協働による支援活動の実施 民間シェルターに対する運営費補助の実施						1 全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 2 DV対策連携支援ネットワークの参加機関の支援レベルが平準化され、どこで相談を受けても関係機関が連携した支援に取り組むとともに、参加機関の拡大が図られている。 3 市町村内でのDV担当課と福祉担当課等との連携、役割分担ができてきている。 また、配偶者暴力相談支援センターと市町村の連携ができ、ケースによりそれぞれが主体となって被害者支援に取り組んでいる。 4 庁内連携が図られ、人事異動等があっても、連携関係がスムーズに継続できる体制ができてきている。 5 民間支援団体との協働により、予防から被害者支援に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課	49	
148	1 刑法犯認知件数の推移 H19(11,165件) H20(10,439件) H21(9,751件) H22(8,689件) H23(8,007件) 2 女性の被害にかかる刑法犯発生状況 H19(3,700件) H20(3,495件) H21(3,261件) H22(3,010件) H23(2,579件)	特になし	特になし	(4) ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。 【これからの取組】 1 関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 2 相談・保護等の適切な実施	◎関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 ◎相談・保護等の適切な実施						1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 女性の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生抑制 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	49	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
149	統計なし	(1) 安全情報の提供	(1)「観光旅行者等に対する安全情報の提供」 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの関係業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。 【取組の結果】 1 県警ホームページにおいて防犯情報を提供 ①ひったくり、自転車盗など10罪種にいて提供中 ②不審者情報、H23年中194件提供 2 県警ホームページによる不審者情報の提供 3 あんしんFメールによる情報発信 H23(146件) 4 あんしんFメールの登録者の拡充 登録者数(8,962人)	観光旅行者にかかる統計資料が存在しないため、被害状況の把握ができず、検証が困難である。	(1) 安全情報の提供 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの関係業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。 【これからの取組】 1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信							1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 観光旅行者の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生への抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	50
150	統計なし	(1) 安全情報の提供	(2)「観光事業者に対する安全情報の提供」 観光事業者などが自主的な防犯対策を行うことができるよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇するおそれのある犯罪などについて、発生状況や防犯対策などの情報を提供します。 【取組の結果】 1 県警ホームページにおいて防犯情報を提供 ①ひったくり、自転車盗など10罪種にいて提供中 ②不審者情報、H23年中194件提供 2 県警ホームページによる不審者情報の提供 3 あんしんFメールによる情報発信 H23(146件) 4 あんしんFメールの登録者の拡充 登録者数(8,962人)	観光旅行者にかかる統計資料が存在しないため、被害状況の把握ができず、検証が困難である。	(1) 安全情報の提供 ②観光事業者に対する安全情報の提供 観光事業者などが自主的な防犯対策を行うことができるよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇するおそれのある犯罪などについて、発生状況や防犯対策などの情報を提供します。 【これからの取組】 1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信							1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 観光旅行者の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生への抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	50
151	従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数 6.5%(3/46事業所)	(2) 従業員の促進等に対する防犯教育	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。 【取組の結果】 県内の主要観光施設(46施設)に対し周知を行った。	取り組みに向けて周知が不十分だった。一層の周知を図っていく必要がある。	(2) 従業員の促進等に対する防犯教育 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。 引き続き観光関連事業者に対して、観光客(とくに犯罪被害において弱者となる高齢者や子ども等)の安全を確保するよう周知を図る。							防犯教育を実施した観光事業者数増	観光政策課	50
152	統計なし	(2) 従業員等に対する防犯教育の促進	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。 【取組の結果】 1 旅館ホテル生活衛生同業組合総会等における防犯講習会の開催 2 同総会における高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例について情報提供 3 県警ホームページによる不審者情報の提供 4 あんしんFメールによる情報発信 情報発信件数(146件) 5 あんしんFメールの登録者の拡充 登録者数(8,962人)	観光旅行者にかかる統計資料が存在しないため、被害状況の把握ができず、検証が困難である。	(2) 従業員等に対する防犯教育の促進 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。 【これからの取組】 1 旅館ホテル生活衛生同業組合に対する防犯講習会等の開催 2 県警ホームページによる不審者情報の提供 3 あんしんFメールによる情報発信と登録者の拡充							1 全県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 観光旅行者の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生への抑止 4 県民の安全安心まちづくり活動の気運の醸成 5 県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動の推進	生活安全企画課	50

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
153	犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針により整備。	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【取組の結果】 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針により整備。	特になし	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【これからの取組】 担当者等で犯罪防止に配慮した道路等の構造、整備等に関する指針の周知を実施。						犯罪防止を意識した道路整備の推進	道路課	51
154	特になし	(1) の犯罪周知の構造防知、止設に備配慮した道路指針等	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【取組の結果】 市町村都市計画主管課長や市町村事業担当者において、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の内容を説明し、一定の周知が図れた。	事業の実施市町村と、そうでない市町村については、理解度に温度差がある。	(1) の犯罪周知の構造防知、止設に備配慮した道路指針等	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【これからの取組】 市町村都市計画主管課長や市町村事業担当者において、安全安心まちづくり計画の取り組み内容を繰り返し説明し、更なる周知を図る。						市町村都市計画主管課長や市町村事業担当者において、安全安心まちづくり計画の取り組み内容について、継続的な周知を図る。	都市計画課	51
155	特になし	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【取組の結果】 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の確認を行った。	特になし	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【これからの取組】 1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。						指定管理者等に対する県条例や指針の周知徹底	公園下水道課	51
156	特になし	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【取組の結果】 県民生活・男女共同参画課より、周知依頼がなかったため、平成23年度については、関係団体への周知の依頼を行っていない。	特になし	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【これからの取組】 県民生活・男女共同参画課よりの周知依頼を受け、防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」やその取組みについて関係団体等への周知を図ります。						防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」等について県民生活・男女共同参画課に協力して、関係団体等への周知を行える体制の維持。	経営支援課	51
157	1 刑法犯の発生数の40.5%は、駐車(輪)場、道路、公園などの公共の場所で発生(H22年中) 2 住宅での犯罪のうち75.7%が窃盗犯(H22年中)	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【取組の結果】 県警による街頭犯罪認知件数 H19年4,965件→H23年末3,427件	道路等、公共場所については、それぞれ担当部署において十分な取組が為されており、当課の広報活動での効果は見えにくい。	(1) 指等犯罪の構造防知、止設に備配慮した道路	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【これからの取組】 道路等の公共場所に対する取組を行っている担当部署から情報収集を行いながら、防犯に効果のあった活動事例を広報していく。						1 公園等、公共の場所での刑法犯発生の抑制 2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及	県民生活・男女共同参画課	51

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
158	1 街頭犯罪等の発生状況 H19(4,965件) H20(4,612件) H21(4,516件) H22(3,863件) H23(3,427件) ※街頭犯罪等とは 空き巣・忍込み・居空き 自動車盗・オートバイ盗 自転車盗・ひったくり 車上ねらい・自動販売機ねらい	(1) 備犯罪の防止に指配した周知道路等の構造、設備、設置	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【取組の結果】 1 地域安全ニュース等を利用した指針等の広報 2 防犯セキュリティアドバイザー等との連携強化を実施 3 いの町、JR、県警が協議のうえ、JRいの駅、JR枝川駅、JR波川駅の3駅に防犯ブザーを設置(平成22年3月) 4 高知市追手筋旧ワシントンホテル北側交差点に防犯街頭カメラ4台を設置(平成23年10月から運用開始)	街頭防犯カメラ設置に伴う予算を確保したが、設置は高知市内に1カ所のみで、ほかには補助金制度を活用することになり、補助金制度の積極的な運用を図る必要がある。	(1) 備犯罪の防止に指配した周知道路等の構造、設備、設置 【これからの取組】 1 街頭防犯カメラ管理団体との連携及び情報提供 2 県、市町村等の行政担当との連携及び情報の共有 3 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進及び県警ホームページへの掲載 4 地域安全ニュース等への街頭防犯カメラ補助金制度の掲載による周知徹底	◎街頭防犯カメラ管理団体との連携及び情報提供……通年 ◎県、市町村等の行政担当との連携及び情報の共有……通年 ◎街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進及び県警ホームページ・地域安全ニュースの活用						1 県民等に対する県条例や各種防犯指針の周知徹底 2 防犯カメラ補助金制度の周知徹底及び設置促進	生活安全企画課	51
159	1 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針により整備 2 地域委託による草刈りの推進 3 ロードボランティアの推進	(2) 園犯、罪駐の車防場止及び配駐した道路整備、公	県が管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【取組の結果】 これまでの取組により、道路照明設置基数の増、地域委託による草刈りやロードボランティアの活動団体数・活動回数の増が図られた。	特になし	(2) 園犯、罪駐の車防場止及び配駐した道路整備、公 【これからの取組】 1 道路改良時において、必要な箇所については、道路照明の設置を推進していく。 2 地域委託による草刈りの推進。 3 ロードボランティアの推進。	道路改良時において必要な箇所については、道路照明の設置 地域委託による草刈りやロードボランティアの推進						犯罪防止を意識した道路整備や環境整備の推進	道路課	51
160	特になし	(2) 園犯、罪駐の車防場止及び配駐した道路整備、公	県が管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【取組の結果】 県街路事業及び市町村街路事業について、事業整備に併せて道路照明の設置を進めてきた。 【H19～H23】 ・道路照明設置 N=183基(高架側道:133基、はりまや町一宮線:28基、上分大谷線:17基、高知駅前広場:5基)	公共事業予算の減に伴い、毎年の設置箇所数が少なくなっている。	(2) 園犯、罪駐の車防場止及び配駐した道路整備、公 【これからの取組】 県街路事業及び市町村街路事業について、道路照明の設置を引き続き進めていく。						県街路事業及び市町村街路事業について、道路照明の設置を継続して進めていく。	都市計画課	51	
161	特になし	(2) 園犯、罪駐の車防場止及び配駐した道路整備、公	県が管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【取組の結果】 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の確認を行った。	特になし	(2) 園犯、罪駐の車防場止及び配駐した道路整備、公 【これからの取組】 1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。	指定管理者との協議 県職員へ指針の周知					指定管理者等に対する県条例や指針の周知徹底	公園下水道課	51	

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
162 163	<p>1 近年の空き巣発生状況(県警調べ) H19年度:218件 H20年度:243件 H21年度:194件 H22年度:158件 H23年度:143件</p> <p>2 建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布数(県のみ) 平成20年度~平成23年度 共同住宅用 117件 戸建住宅用 391件</p>	(1) 指犯針罪の周防知止に配慮した住宅の構造、設備等に関する	<p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。</p> <p>【取組の結果】 1 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針(共同住宅編・一戸建て住宅編)」のリーフレットの配布(基本は建築指導課にて建築確認時に配布することになっており、住宅課では補完的に窓口に置いている。また、住宅課でもH22年頃から長期優良住宅認定通知時に申請者に配布している(認定件数:H22年度 215件、H23年度 231件)。</p> <p>2 住宅課ホームページで1の指針に係り情報提供(H20. 5. 16から掲載)。</p> <p>3 ラジオ番組に出演し推進計画による取組や指針を説明。</p>	配布リーフレットが住宅の防犯性能向上につながっているのか、さらにホームページは利用度が、明確でなく、取組と効果の因果関係が明確ではないが、こういった周知・啓発は息の長い継続的な取組が必要であると考え。	(1) 指犯針罪の周防知止に配慮した住宅の構造、設備等に関する	<p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p> <p>【これからの取組】 1 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針(共同住宅編・一戸建て住宅編)」のリーフレットの配布をする。平成24年度より(社)高知県建設技術公社にもリーフレットの配布を依頼している。</p> <p>2 関係団体が開催する説明会において、再度リーフレットの配布及び内容の説明を行う。</p> <p>3 住宅課ホームページで1の指針に係り情報提供をする。</p> <p>4 ラジオ等他の広報媒体も活用する。</p>		<p>1 空き巣発生件数の減少</p> <p>2 建築確認時におけるリーフレットの配布により、これから住宅を建築しようとする建築主等に対して、住宅の防犯に関して情報の提供及び啓発を行う。</p> <p>防犯性の高い住宅の普及</p>	住宅課 建築指導課	52				
164	<p>1 刑法犯の発生の40.5%は、駐車(輪)場、道路、公園などの公共の場所で発生(H22年中)</p> <p>2 住宅での犯罪のうち75.7%が窃盗犯(H22年中)</p>	(1) 備犯等罪にの関防す止に指配慮した住宅の構造、設	<p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。</p> <p>【取組の結果】 住宅の防犯に関するリーフレットの配布数 【建築確認時(県・本庁)】 共同住宅用:108件 戸建住宅用:327件 【長期優良住宅認定時(県)】 戸建住宅用:215件</p>	あらゆる機会をとらえ、リーフレットを配布し、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備活動を展開する。	(1) 備犯等罪にの関防す止に指配慮した住宅の構造、設	<p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p> <p>【これからの取組】 県立図書館など、リーフレットの設置場所の拡充を図り、広く県民にリーフレットを行き渡るようにし、犯罪の防止に配慮した環境づくりの啓発に努める。 また、広報紙や会報においても、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備について企画した記事を掲載し、広く県民に啓発を行う。</p>		<p>①公園等、公共の場所での刑法犯発生の抑制</p> <p>②犯罪の防止に配慮した住宅の普及</p>	県民生活・男女共同参画課	52				
165	<p>侵入盗発生状況 H19(1,116件) H20(894件) H21(799件) H22(686件) H23(554件)</p>	(1) 設犯備罪等に防関止すに配指慮した住宅の構造、設	<p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。</p> <p>【取組の結果】 1 指針周知のための広報 地域安全ニュース 32,000部 住宅の指針に関するリーフレットの作成 500部</p> <p>2 防犯セキュリティアドバイザーの委嘱 防犯設備関係1名、施錠業者関係1名、防犯ガラス関係1名</p>	防犯性能の高い部品については、購入、設置の金額が従来のものと比較して高価であることから、普及には至っていない。	(1) 設犯備罪等に防関止すに配指慮した住宅の構造、設	<p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p> <p>【これからの取組】 1 地域安全ニュース等による情報提供 2 県警ホームページへの防犯性能の高い部品掲載 3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼 4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実</p>		<p>1 事業者及び地域活動団体、建築関係団体等に対する防犯性能の高い部品の周知徹底及び設置促進</p> <p>2 高齢者宅訪問活動等に際して、防犯性能の高い部品の紹介及び設置促進</p>	生活安全企画課	52				

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
166	1. 近年の空き巣発生状況(県警調べ) H19年度:218件 H20年度:243件 H21年度:194件 H22年度:158件 H23年度:143件	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	(1)「住宅の防犯対策についての情報の提供」 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や、犯罪防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。 【取組の結果】 1 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針(共同住宅編・一戸建て住宅編)」のリーフレットの配布(基本は建築指導課にて建築確認時等に配布することになっており、住宅課では補完的に窓口に置いている。また、住宅課でもH22年頃から長期優良住宅認定通知時に申請者に配布している(認定件数:H22年度 215件、H23年度 231件)。) 2 住宅課ホームページで住宅性能表示制度に係り情報提供。 3 ラジオ番組に出演し推進計画による取組や指針を説明。	配布リーフレットが住宅の防犯性能向上につながっているのか、さらにホームページは利用度が、明確でなく、取組と効果の因果関係が明確ではないが、こういった周知・啓発は息の長い継続的な取組が必要であると考える。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供 【これからの取組】 1 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針(共同住宅編・一戸建て住宅編)」のリーフレットの配布をする。 2 住宅課ホームページで1の指針及び住宅性能表示制度に係り情報提供をする。 3 ラジオ等他の広報媒体も活用する。	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		空き巣発生件数の減少	住宅課	52
167	侵入盗発生状況 H19(1,116件) H20(894件) H21(799件) H22(686件) H23(554件)	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	(1)「住宅の防犯対策についての情報の提供」 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や、犯罪防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。 【取組の結果】 1 県警本部1階に防犯機器等を展示する「安全安心コーナー」を常設し、センサーライト、防犯ブザー、位置情報探索機能付き携帯電話等を展示 2 高齢者訪問活動にあわせた防犯情報提供 H19(366回)、H20(264回)、 H21(209回)、H22(195回)、 H23(200回) 3 アパート経営者に対する防犯指導及び集合住宅管理者に対する防犯指導	防犯性能の高い部品については、購入、設置の金額が従来のもものと比較して高価であることから、普及には至っていない。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供 【これからの取組】 1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実 2 高齢者宅訪問活動にあわせた防犯点検及び犯罪情報の提供	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		1 事業者及び地域活動団体、建築関係団体等に対する防犯性能の高い部品の周知徹底及び設置促進 2 高齢者宅訪問活動等に際して、防犯性能の高い部品の紹介及び設置促進	生活安全企画課	52
168	侵入盗発生状況 H19(1,116件) H20(894件) H21(799件) H22(686件) H23(554件)	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	(2)「防犯機器の情報の提供」 ホームページや展示などにより、補助錠やセンサーライトなどの防犯機器その他の情報提供を行い犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。 【取組の結果】 1 県警本部1階に防犯機器等を展示する「安全安心コーナー」を常設し、センサーライト、防犯ブザー、位置情報探索機能付き携帯電話等を展示 2 高齢者訪問活動にあわせた防犯情報提供 H19(366回)、H20(264回)、 H21(209回)、H22(195回)、 H23(200回)	防犯性能の高い部品については、購入、設置の金額が従来のもものと比較して高価であることから、普及には至っていない。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供 【これからの取組】 1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実 2 高齢者宅訪問活動にあわせた防犯点検及び犯罪情報の提供	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		1 事業者及び地域活動団体、建築関係団体等に対する防犯性能の高い部品の周知徹底及び設置促進 2 高齢者宅訪問活動等に際して、防犯性能の高い部品の紹介及び設置促進	生活安全企画課	52

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
169	近年の空き巣発生状況(県警調べ) H19年度:218件 H20年度:243件 H21年度:194件 H22年度:158件 H23年度:143件	(3) 県営住宅の整備	県営住宅について、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針に基づく整備に努めます。	財政上の問題で整備できる戸数が少ない。	(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備	県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。	→	→	→	→	→	空き巣発生件数の減少	住宅課	52	
			【取組の結果】 1 県営住宅の整備(介良団地建替) H19年度:57戸(2期工事) H20年度:57戸(3期工事) H21年度:60戸(4期工事) 2 県営住宅の整備(船岡団地全面的改善) H22年度:80戸(1期工事) H23年度:48戸(2期工事)		【これからの取組】 1 県営住宅の整備(土佐山田団地高齢者改善)を行う。 H24年度:23戸 2 市町村営住宅の整備指導を行う。	・犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針にもとづく県営住宅の整備 ・市町村営住宅についても同様に努めるよう情報提供と指導	→	→	→	→	→				
							取組の再検証		再検証した取組の実施						

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					担当課	計画 冊子 記載 ページ	
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
170	<p>1 金融機関強盗事件発生状況 S54年～H19年まで (26件、未遂含む) H19年～H21年まで (発生なし)</p> <p>2 振り込み詐欺発生件数 (未遂含む) H19(120件) H20(170件) H21(70件) H22(28件) H23(17件)</p>	(1) 金融機関に対する啓発	<p>金融機関に対し、必要な防犯情報を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 高知県金融機関防犯連合会総会の開催</p> <p>2 金融機関対象の強盗訓練 H19(9回)、H20(18回)、H21(14回)、 H22(25回)、H23(33回)</p> <p>3 振り込み詐欺警戒による警戒 H21年12月～H22年3月末 H22年6月～H23年3月末 H23年6月～H24年3月末 H24年6月～H25年3月末(予定) ※平成23年1月、振り込み詐欺警戒隊員が高齢女性の還付金詐欺被害を未然防止</p>	警察本部及び県下16署で年1回の総会を開催するなどして、防犯情報の提供等を行っているが、防犯訓練は、各地区に存在する支店等が多いため、すべての店舗で実施できない。	(1) 金融機関に対する啓発	<p>金融機関に対し、必要な防犯情報を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 金融機関職員等に対する防犯意識の向上促進</p> <p>2 金融機関対象の強盗訓練の実施</p> <p>3 地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供</p> <p>4 振り込み詐欺被害防止情報の提供</p> <p>5 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進</p>	<p>◎金融機関職員等に対する防犯意識の向上促進……通年 ◎金融機関対象の強盗訓練の実施……通年 ◎地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供……通年 ◎振り込み詐欺被害防止情報等の提供……通年</p>					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	生活安全企画課	53
171	<p>深夜スーパー等強盗事件発生状況 H19(発生なし) H20(発生なし) H21(3件発生 2件検挙・1件未検挙) H22(発生なし) H23(1件発生・検挙)</p>	(2) 深夜小売店舗に対する啓発	<p>コンビニなどの深夜小売店舗に対し、夜間複数勤務、通報機器や防犯カメラの設置、カラーボールの配備ほかの防犯体制の整備について啓発を行います。</p> <p>【取組の結果】</p> <p>1 高知県深夜スーパー等防犯対策協会総会</p> <p>2 コンビニ対象の強盗訓練 H19(実施なし)、H20(実施なし)、 H21(2回)、H22(3回)、H23(3回)</p> <p>【状況確認指標～深夜スーパーにおける防犯設備の整備率】→平成18年12月現在:防犯ベル設備76%、カラーボール配備77%</p>	警察本部及び県下16署で年1回の総会を開催するなどして、防犯情報の提供等を行っているが、防犯訓練は、各地区に存在する支店等が多いため、すべての店舗で実施できない。	(2) 深夜小売店舗に対する啓発	<p>コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、夜間複数勤務、通報機器や防犯カメラの設置、カラーボールの配備など防犯体制の整備について啓発を行います。</p> <p>【これからの取組】</p> <p>1 店舗店員等に対する防犯意識の向上促進</p> <p>2 深夜スーパー等対象の強盗訓練の実施</p> <p>3 地域安全ニュース等による各種犯罪情報の提供</p> <p>4 振り込み詐欺被害防止情報等の提供</p> <p>5 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進</p>	<p>◎深夜スーパー等店員に対する防犯意識の向上促進……通年 ◎深夜スーパー等対象の強盗訓練の実施……通年 ◎地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供……通年 ◎振り込み詐欺被害防止情報等の提供……通年</p>					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	生活安全企画課	53

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				平成28年度	
			個別の取組内容			個別の取組内容										
172	市町村課題検討会:年3回程度実施			特になし	(1) 地域防犯の視点「計画の反映」	大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 【これからの取組】 市町村課題検討会など、各市町村が集まる場で働きかける。						事前に防犯についての検討、計画を行うことで、災害発生後の被害の減少を図る。	南海トラフ地震対策課	54		
173	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予測の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村や防犯活動団体、自主防災組織による防犯の視点に立った取組が進んでいない。			1 大規模災害の話題になった際、防災対策への関心は高いが、防犯情報に関しての関心は極めて薄くなる。 2 防犯活動団体と自主防災組織の縦割りを薄め、連携を図った活動を展開していく必要がある。	(1) 地域防犯の視点「計画の反映」	大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 【これからの取組】 県や市町村において策定される地域防災計画において、「防犯の視点」が盛り込まれるように、関係課、自治体に働きかけを行う。「防犯の視点」が盛り込まれた後も、常に検証、見直しを行っていく。						防災部門、市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動を効果的に行うことを目指す。	県民生活・男女共同参画課	54		
174					(1) 地域防犯の視点「計画の反映」	大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 【これからの取組】 1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握 3 防災組織に対する「防犯の視点」反映させる活動の推進						1 県民等に対する防犯対策の重要性の周知徹底 2 県内の全市町村における防災計画の策定	生活安全企画課	54		
175	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予測の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村や防犯活動団体、自主防災組織による防犯の視点に立った取組が進んでいない。			当課において、大規模災害など危機管理に対する知識が不十分である。	(2) 発生前の備え及び発生後の対応への支援	市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。 【これからの取組】 市町村で行われる防災研修会やイベントの開催状況等を情報収集し、必要に応じて参加を検討していく。収集した防災情報をもとに、会報やホームページ等で、災害時の防犯活動について情報提供したり、講師派遣の要請があれば応じることができるネットワークづくりを行う。						市町村との連携の強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動を効果的に行うことを目指す。	県民生活・男女共同参画課	54		

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取 組 予 定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
176					(2) 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被害地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。							1 県民等に対する犯罪抑止に配慮した住宅構造等に関する指針の周知徹底 2 県内の全市町村における防災計画に関する連絡協議会等の設置・運営	生活安全企画課	54
			【取組の結果】		【これからの取組】 1 犯罪抑止に配慮した住宅構造等の指針の策定 2 指針の周知徹底 3 市町村の防災計画の進捗状況等の把握	◎犯罪抑止に配慮した住宅構造等の指針の策定……通年 ◎指針の周知徹底……通年 ◎市町村の防災計画の進捗状況等の把握……通年								

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ		
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
			個別の取組内容			個別の取組内容										
177	防犯訓練や研修会の開催に合わせ、ホームページやラジオ等を活用して啓発			ホームページは利用頻度が明確でないため、効果が不明である。	(1) 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防犯訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。								県民へ県や市町村の防犯訓練や研修会などの取組を周知し、多くの方に参加してもらうことで、地域の防災力向上を図る。	南海トラフ地震対策課	55	
		【取組の結果】			【これからの取組】 1 高知県ホームページでの広報 2 ラジオ等を利用した広報 3 広報誌への掲載											
178	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予測の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村や防犯活動団体、自主防災組織による防犯の視点に立った取組が進んでいない。			1 大規模災害の話題になった際、防災対策への関心は高いが、防犯情報に関しての関心は極めて薄くなる。 2 防犯活動団体と自主防災組織の縦割りを薄め、連携を図った活動を展開していく必要がある。	(1) 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防犯訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。								市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。	県民生活・男女共同参画課	55	
		【取組の結果】			【これからの取組】 被災時に必要となる防犯活動について情報収集する。 収集した情報をもとに、会報やホームページ等で、災害時の防犯活動について情報提供したり、講師派遣の要請があれば応じることができるネットワークづくりを行う。											
179	特になし			特になし	(1) 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防犯訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。								1 自治体を実施する防犯訓練への参加促進 2 自治体との協働による防犯活動団体に対する防犯活動の促進 3 被災地において必要とされる活動内容の把握と収集した情報の周知	生活安全企画課	55	
		【取組の結果】			【これからの取組】 1 県や市町村の計画する防犯訓練への参加促進 2 防犯活動に必要な資機材(ベスト・腕章等)の購入とそれに必要な予算の獲得 3 必要な資機材の希望者に対する配布											

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	現状 (H24.3.31時点)	平成23年度までの取組		課題・問題点	平成24年度から28年度までの取組		取組予定					平成28年度末にめざすべき姿(目標)	担当課	計画冊子記載ページ
		項目	第1次推進計画に基づく取組内容		項目	第2次推進計画に基づく取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
180	職員・NPO(現:こうち防災備えちよき隊)の地域への派遣回数 H23年:169回			・地域や自主防災組織からの依頼に対し職員等を派遣することとなるため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発について検討が必要。	(2) 自主防災組織への自主防災の組織の働きかけによる防犯活動 【これからの取組】 地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。							自主防災組織の活動を活性化させ、地域の防災力向上を図る。	南海トラフ地震対策課	55
181	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予測の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村や防犯活動団体、自主防災組織による防犯の視点に立った取組が進んでいない。			1 大規模災害の話題になった際、防災対策への関心は高いが、防犯情報に関しての関心は極めて薄くなる。 2 防犯活動団体と自主防災組織の縦割りを薄め、連携を図った活動を展開していく必要がある。	(2) 自主防災組織への自主防災の組織の働きかけによる防犯活動 【これからの取組】 県内各地域で行われる防災研修会やイベントの開催状況等を情報収集し、必要に応じて参加を検討していく。 収集した防災情報をもとに、会報やホームページ等で、災害時の防犯活動について情報提供したり、講師派遣の要請があれば応じることができるネットワークづくりを行う。							市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。	県民生活・男女共同参画課	55
182					(2) 自主防災組織への自主防災の組織の働きかけによる防犯活動 【これからの取組】 1 自主防災組織に対する防犯対策の必要性の周知徹底 2 自主防犯組織に対する研修会の実施 3 防犯情報の提供 4 防災訓練の参加促進							1 防犯対策の必要性の周知徹底 2 県や市町村に対する危機意識の醸成 3 防災訓練への参加促進	生活安全企画課	55

